

とは、結局は法務省の監督官の立場において、こうした面についての御注意が足らなかつたことと思ふのであります。殊に財政面において国家にあらだけの損失を来たさせることは予見し得られるのです。恐らくあなたがたおつしやるように回収されることは想像できない。従来においてすらこれだけの損失がある、今後の経済社会に処してお役人商売というものが一般商人を凌駕して、より以上の収入を上げて過去の債務を充填し、なお将来の余力を残すというふうなことは考えられませんか。練達能なる商人ですら、今日の経済界に処することは不可能な事態です。いわんやお役人仕事としての片手間になされるところの商売において、そうしたことは期待できないと思ふのであります。結局は国家の損失じやないかと思ふ。これは当局のように漫然たるところの態度がこうしたことに至らしめたと言わなければならぬ。私は責任をあなたたちに問いたいと思ふ。

○政府委員(天野武一君) 只今、刑務協会がこのような不仕末の状況に立至つたのは伊藤委員のおつしやる通りの実情でございます。おおよそ事業を営営するのには相当額の資本を元来持つていなければならぬのであります。それから又事業経理については、業界の表裏の機微に十分通じていなければならぬにかかわらず、そういう方面の能力に欠けており、熱意もなく、専ら統制物資の一手扱いのときあつたのまゝの氣持で今日まで来たといふのであります。その中には、職員の中にも必ずしも適格でない、むしろ私利を圖つて協会のためを思わないのじやないかと思はれるような行動に出た者等ありまし

て、結局はあつたのであります。刑務協会の業務につきましては、実は矯正局の幹部がそれ、非常に緊密な連絡を持つておりましたので、私も経理を持つておる者といつたしましては、実は本當にいろいろ内容が悪いとわかりましたのは去年の夏頃でありました。それまでは全く知らなかつたのであります。と申しますのは、蔵入の面、つまり刑務作業の面では刑務協会は全くその通りに、少しも俗な言葉で言へば穴をあけないで一生懸命納入に努めて参りました。中を割つて見ますと、国損を少しもあけてはならぬといふような意味から、非常に全高の利子の金をよそから借りたりして苦面しておる、だん／＼借金が多くなつて来るという状況でございます。経理担当者といつたしまして、取引の相手方である、かようなものに実情を軽く信じ過ぎたといふことにつきましては誠に申訳ないと思ひます。業務そのものの監督者といつたしましては、又別にございまして、私からそれだけのことを申し上げまして、誠に遺憾である、申訳ないといふことを申し上げます。

○伊藤修君 私は刑務協会の持つところの職責、目的といふものに對しては敬意を払ふ。これが国家の行刑問題に對して多大の貢獻をされたことは認めます。併したま／＼その活動に要するところの資金を求めたために、こうしたいふわるい武士氣質の商売をなさされて、大きな穴をあけられたといふこと。これに對しましては誠に遺憾に堪へない。殊に問題が法務関係といふもの、司法関係といふものは国民から崇敬の的になつておつて、いやくも間違ひのあつて得べからざるどころの官庁だ、か

ように固く信じられておる。その官庁の一部とは申しませんが、それに繋がるどころの刑務協会においてこうした不始末がなされる、一般民間人にも国家にも勿論ですが、一般民間人にも多大の損害をこうむらしめるに至らしたといふことに對しましては、私は法務省の威信の点から申しましては誠に遺憾に堪へないと思ひます。押谷政務次官はどう考えますか、これに對する所信を伺いたいのではあります。

○政府委員(押谷重三君) 特にかような問題に對しては厳格でなければならぬ法務省所管の関係におきまして伊藤委員が言われましたような不始末が各所にありますことは誠に恐縮をいたしております。いろいろ内容についての御答弁をいたしますことは、天野経理部長から言われた通りであります。が、今度のことにつきましては、できましたことは十分政府も責任を感じておるつもりでございます。伊藤委員の御発言の御趣意をよく尊重し善処をいたしたいと思ひます。

○伊藤修君 最後に一言申し上げたいことは、こうしたことは余りに長きに亘つて放任することは却つて問題を混亂せしめる虞れがある。又かた／＼法務省の威信に關することでありますから、直接の所管事項ではないかも知れませんが、いふゆる蔵入面に對する繋がりといふものはあるのですから、そういう点を考えまして、進んで法務省若しくは所管の経理局のほうにおいて、これに對して協力して片付けることに十分努力して頂きたいと思ひます。

○委員(中山福藏君) 建直の方法などはちつとも考えていないじやない

か。ただ善処するだけではわからない。はつきり言つて下さい。

○政府委員(天野武一君) 建直の方法は目下刑務協会として努力中のことに属するのであります。が、今考えておりますことは、一つは債権者に対する措置でございます。これはあちこちに債権者がございまして、債権者集會を刑務協会が催したものでございまして、それでは済まされたことは、債権額の四割を二十八年度の四月末までに払ふといふこと、それから残りの六割はこれを五月以降五カ年間の分割返済にするといふことについて債権者集會の了解を得た。それから業務計画を合理的に進めて行く、これは責任者以下、能力のある者を以て配置いたしまして、危険の多い事業は勿論これを避けて、そして注文生産、委託加工等における加工手数料等に重点を置きまして、年間約三千万円の利益を上げるようにして五カ年間にその債務を返済し、同時に自分自身の持つておる債権取立てについても努力しよう、こういうことでございます。

○委員(中山福藏君) その五カ年間の債務の返済の方法といふのは何か裏付でもあります。ただそういう計画をしたといふだけにとどまるのでしやうか。それを保証する何らかの手を打たれておられますか。これを一つお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(天野武一君) 只今折衝しておりますので、詳しいことを當事者でないで存じませんが、はつきりとしたことを申し上げますと間違ひますから、よく存じませぬけれども……。

○委員(中山福藏君) 官庁の計画といふものは大概あなたたちの地位が転

転としてお変りになるのだから、ただ契約のしつ放して、彗星の尾みたいにすることが多いのですから、十分その点は責任を以て善処されんことを私は特にこの際お願いいたしておきます。

○政府委員(天野武一君) 承知いたしました。

○委員(中山福藏君) 他に御質疑ございせんか。

○長谷山行藏君 最近重大事犯の捜査についていろいろ捜査費が足りないといふふうなことを耳にしておりますが、本年度の予算をみますと、約八千万円前年度予算より減額されておりますが、これはどういふ理由からですか。

○政府委員(天野武一君) 捜査費のいわゆる檢察旅費の減額は最高檢察庁において約四千四百万円でございます。これは二十七年におきましては、捜査旅費は最高檢察庁と高等檢察庁、地方檢察庁にそれ／＼組織別に入れてございまして、今度は全国的に統一した配付を行おうということで最高檢察庁一つに取りあへず入れまして、そのために非常に最高檢察庁のところが減つた形になつておりますので、結局全国的にこれだけ減つたといふことが言えます。これは一般の庁費につきまして、それから旅費につきまして、御存じの通りに、昨年従来の五分或いは一割減といふ全部に亘つての査定方針をとられました結果であります。併しこの捜査費につきましては、これが約三割、前回お配りした資料にございまして、三割の減でとめてございまして、今後突発的な事件があれば勿論予備費等の措置によつてこれを増額す

べきものであらう、こういうふうに残ります。

○長谷山行蔵君 前回お配りになったこの表のうちの検査費というのはいくら項目でございませうか。最後の……。

○政府委員(天野武一君) 検査費の中には勿論只今の検査旅費を含めますし、その他検査活動に当然必要な庁費をも含むのであります。さういふ意味でございませう。

○長谷山行蔵君 検査庁の庁舎の新費とか、或いは増築或いは修繕費というふうなものはどの項目になりますか。

○政府委員(天野武一君) これは営繕費でございまして、只今前回お配りしました資料のうち二枚目の組織別比較表というのがございませう。組織別比較表というのがございませうが、その上から法務本省としての一つのイ、ロとございませうが、そのロでございませう。ロ、営繕費、それに法務省所管の営繕の経費が全部まとめて出てございませう。十億七千五百四十七万七千円というのが前年度で、本年度は十億四百万一千円、かように相成ります。

○長谷山行蔵君 これも大分減額になつておるようですが、どういふ理由ですか。

○政府委員(天野武一君) これもおつしやる通り減額になりました。これは是非とも営繕費をもう少し欲しかったのでありますけれども、全体の、つまり総額が国家財政計画の総額がきまつておりますので、こういうふうな大きな金額の分はどうしても影響を受けなかつたわけでありませう。ただここに七千四百四十万の減となつております

が、これは法務省所管の営繕費でありまして、このほか前回御説明申し上げましたように、建設省の営繕費の中に法務省所管の営繕の二億程度の金が入つております。

○長谷山行蔵君 検事或いは副検事等の官舎が非常に不足しておるために、或る地方においては転任になつても家がなない、そのためにわざ／＼検事自身が家を買ったというふうな例さえも聞いておりますが、そういう際にこれに對する手当が十分行届かないで、むしろ前年度より減額するといふことは我々として誠に遺憾に思ふのですが、そういうことについて大蔵省との査定の折衝においてまだ熱意が足りないといふか、何とか、そういうことがあるんじやないかと思ふのですが、さうした事情があるならば御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(天野武一君) 営繕費の点につきまして長谷山さんより御激励を受けまして、誠に恐縮でございませうが、熱意が足りなかつたために思ふようにとれなかつたといふ点について、決してなかつたとは言へません。それからなお只今お話の宿舎につきましては、これはここにございませう。営繕費とは別でございまして、これは全部全官庁を集めてまして宿舎費といふものが別に建設省のほうに入つております。今年度は予算書で見ますと、全部で十億でありまして、その予算がきまりましたら、その十億をどういふふうにかつて使用するかという、各省の所管する建物或いは大蔵省で所管する建物をどういふふうに入つて建ててもらふかといふことを折衝しております。宿舎の関係は全部そのほうの予算に入れて考へて

おるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○長谷山行蔵君 今の建設省の予算の需要、この配分ですが、これは法務関係のかた／＼は十分痛感されておることを思ふのですが、住宅がないために或る地方で無理して宿舎を借りる。さうすると、その何か関連があるんじゃないか。事件捜査の上でもいろいろ疑惑の目を以て見られるといふふうな事情もある場合を私も耳にしておるのであります。さういふ点を十分お考えの上で、どうか法務省の關係のこつした庁舎費については十分熱意を以て折衝することを希望してございませう。

○政府委員(天野武一君) 誠に私どもも宿舎がないために検事異動にも差支えがあるし、それから職務遂行の上にもいろいろな支障があるといふことを痛感しております。又各地からしよつちゅう訴えて来ております。何とかして少しづつでもこれを解決したいと、かように存じております。なお先ほど私間違ひまして、宿舎費が建設省に計上してあると言ひましたが、これは大蔵省の計上の間違ひでございませうから訂正しておきます。

○委員(長(中山福藏君) 他に御発言ございませうか……。他に御発言がなければ、本件はこの程度にいたします。

○委員(長(中山福藏君) 次に、先般付託されました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を申し上げます。今回の改正の要旨は、次の三點であります。

第一點は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。即ち西大寺市の設置に伴ひ、牛窓簡易裁判所管内の岡山県邑久郡旧豊村、旧太伯村、旧幸島村及び旧邑久町長沼の地域を岡山簡易裁判所の管轄に、岡山県吉備郡真備町の設置に伴ひ、玉島簡易裁判所管内の同郡旧具鉢村の地域を倉敷簡易裁判所の管轄に、鳥取県八頭郡船岡町の設置に伴ひ、若松簡易裁判所管内の同郡旧隼村の地域を河原簡易裁判所の管轄に、又、土地の状況等に鑑み、本山簡易裁判所管内の高知県土佐郡本川村を高知簡易裁判所の管轄にそれ／＼変更しようとするものであります。

第二點は、簡易裁判所の所在地及び名称の変更であります。即ち土地の状況等に鑑み、青森県下北郡大湊町所在の大湊簡易裁判所を同郡田名部町に移転し、その名称を田名部簡易裁判所に改め、又、富山県東礪波郡礪波町の設置に伴ひ、出町簡易裁判所の名称を礪波簡易裁判所に、大船渡市の設置に伴ひ、盛岡簡易裁判所の名称を大船渡簡易裁判所にそれ／＼改めようとするものであります。

第三點は、市町村の廢置分合による行政区画の変更、市町村の名称の変更等に伴ひこの法律の別表の整理でありまして、これについては改めて御説明申し上げるまでもないと思ひます。なお右の第一點と第二點につきましては、いづれも地元市町村、関係官公署、弁護士等の意見を十分斟酌し、

最高裁判所とも協議して決定したものであります。

以上簡単にこの法律案の提案の理由を申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員(長(中山福藏君) 本案に対する質疑は次回に譲ることといたします。

○委員(長(中山福藏君) 次に刑法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案は予備審査でございませう。先ず政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(押谷富三君) 只今上程に相成りました刑法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、刑法、刑事訴訟法、犯罪者予防更生法及び更正緊急保護法の一部を改正し、犯罪対策に寄与せんとするものであります。

終戦後犯罪の激増に伴ひ受刑者の増加と共に、執行猶予の言渡を受ける者も激増し、同時に執行猶予の取消も激増しましたが、現行の執行猶予制度においては、何ら本人に必要な保護と指導を加へることができない一方執行猶予の要件が厳格で、前科のない者か、前科のある者は執行終了後七年を経なければ執行猶予を付けることができないこととなつておるものであります。執行猶予中の者は、例えば軽微な窃盜を犯し、その事情酌量すべきものであつても、必ず実刑を科し、前の執行猶予を取消さなければならぬこととなつておるのであります。以上のような点に鑑み、本法案は執行猶予の要件を適当に緩和すると同時に、執行猶予中必要のある者に対しては裁判の言渡により

保護観察に付することとし、これに必要の手続を定めるものであります。

即ち、刑法の改正案におきましては、先づ刑法第二十五条で執行猶予に付し得る条件として規定された「前に禁錮以上の刑に処せられたことがあつても其執行を終り又は執行の免除を得た日より七年以内に禁錮以上の刑に処せられたことなき者」という制限を「五年以内」に短縮し、又執行猶予中の者であつても、軽微な犯罪により刑期「一年以下の懲役又は禁錮」に処すべき場合であつて「情状特に憫諒すべきものあるとき」は再度の執行猶予を与え得る規定を設けて、執行猶予に付し得る場合の幅を拡張緩和し、同時に其の裏付けとして、再度の執行猶予に付された者は其の猶予期間中は必ず保護観察に付することとし、其の他の執行猶予者については必要ありと認める場合、保護観察に付し得ることにしてゐるのであります。

刑事訴訟法の改正案は、右の刑法の改正に伴ひまして、刑の執行猶予に加えて保護観察に付することとする場合は、刑の言渡と同時に判決で言渡すことになつたものと共に、保護観察中の遵守事項違反を理由として執行猶予の言渡を取消することができるとし、その手続として、檢察官はその者の保護観察を担当した保護観察所の長の申出に基き裁判所に請求することにし、なお裁判所の審理についても本人の請求があれば口頭弁論を経ることとし、且つその場合は弁護人の選任を許すことにし、又執行猶予の取消決定に對しては即時抗告を許して、その者に不測の不利を附せしめないようにするものであります。

犯罪者予防更生法の改正案は、以上の改正により執行猶予中保護観察に付された者をこの法律によつて保護観察に付すことを明らかにし、次に保護観察に付された者が、保護観察中守らなければならぬ遵守事項に違背した場合は、他の種類の保護観察対象者と同じように、裁判官のあらかじめ発する引致状により引致し得ることとし、更に現行法の仮退院少年の再取容を審理するのと同一ように、執行猶予取消の要否を審理するため引致後十日以内これを留置し得ることとし、檢察官から執行猶予の取消請求があつたときは、裁判所はその請求について決定するまで留置を継続することができるとし、但しその留置の期間は、引致後通じて二十日を越えることができないものとすし、又本人の請求により口頭弁論を経て決定すべき場合には、裁判所は、決定で更に十日間に限り、留置の期間を延長することができるとし、なお右の期間内に刑の執行猶予の取消決定があつたときは、その決定が確定するまで留置を継続することができるとし、これらの留置期間は、すべてこれを刑期に算入するものとすものであります。

更生緊急保護法の改正案は、執行猶予者で保護観察に付されない者が身体拘束を解かれた後、或いは居住先がなく、或いは就職口がなく再犯に陥る危険がある場合に、本人の申出に基き、一定期間に限り、これを保護し得ることとするものであります。

なお、附則においては、此の法律を施行する日を規定するほか、この法律の施行前に罪を犯した者及びすでに少年で刑の執行猶予に付せられ現行法で保護観察に付されている者に対して

は、この法律の施行により不利益を附せしめないようにする経過規定を設けているのであります。

以上申述べましたように、犯罪をし、た者の改善更生には、できる限り刑の執行を避けて、これを保護観察に付し、その成績に応じて刑の執行を考慮することが最も必要であると考慮して、この法律案を提出いたしました次第であります。

○委員長(中山福藏君) 本案につきまして、更に事務局より詳細説明を聴取いたしましたと思ひます。斎藤保護局長。

○政府委員(斎藤三郎君) 逐条に亘りまして御説明を申し上げます。

第一条の刑法の改正は、只今提案理由で述べました通りに、執行猶予の要件を緩和いたし、同時に執行猶予中、執行猶予になつた者であつて必要な者に対しては保護観察を加えて、再び再犯のないようにしたい、こういう趣旨でございますので、刑法の第二十五条、即ち現行法の執行猶予の要件に関する規定に改正を加えようとするものでございます。その第一点として、現行刑法の第二十五条では、初犯の者か、前科のある者は、その刑の執行を終り、或いは免除を受けてから七年以内に再び禁錮以上の刑に処せられたことがない者に限つておるのでございますが、以上のような趣旨から、その七年という期間を五年に短縮しようとするものでございます。同時に緩和の第二点といたしまして、現行法では執行猶予中の犯罪であります、如何に輕微な犯罪であり、又裁判官が審議の結果、情状酌量すべきものがあると考へましても、有罪ということになりま

すると、実刑を科さなければならぬ、こういうことに相成つておりますが、それを改めまして、前に禁錮以上の刑に処せられて、その執行猶予に処せられた者が一年以下の刑、又は禁錮の言渡を受け、即ち法定刑ではないとして、一年以下の体刑の言渡を受け、而もその間の情状が特に酌量すべきものがあるときは再び執行猶予が得ることになつたものとすものでございまして、そして、その但書におきましては、新たに加えようとする二

十五条ノ二の保護観察中に、執行猶予中特に裁判所の認定によりまして、再犯の虞れがある。道當な指導、監督、輔導、援護を加える必要があるということと保護観察に付せられた者が再び犯罪を犯したという場合は重ねて執行猶予はできない。こういうことにいたそうとするものでございまして。即ち二回までは執行猶予がなし得る。併し二回目には必ず保護観察を付ける。そして国家の保護観察に対して服さないう、そして更に三度目の犯罪を犯したという場合には保護観察では附い得ないものとして、止むを得ずこれは刑の実刑を言渡す。こういうことにいたそうとするものでございまして。

次の二十五条の次に次の一条を加へる。第二十五条ノ二のものを新設しようとしてゐるものでございまして、これは現在の執行猶予の制度が無条件の執行猶予でございまして、その間何ら指導も受けなかつた同時に、国家の保護も法的には受けなかつた、こういうことに相成つております。そして終戦後犯罪がだん／＼殖えて参りまして、同時に執行猶予も非常に殖えて参つております。昭和二十三年、四年頃の統計

では、実刑になる者と執行猶予になる者が殆んど同じくらいの数、或いは年によつては執行猶予になる者が多いというふうなことになるかと存じます。

その間の事情を統計上より見ますと、窃盜等は、二十五年の統計であつたと存じますが、三割ぐらゐは執行猶予が取消しになつておりますと同時に、特別刑法犯等については取消の率が非常に少い。窃盜等のような犯罪にはやはり保護観察を付ける必要があるのではないか。こういうふうなことが窺われますので、二十五条ノ二におきましては、前段はこれは最初の執行猶予でございまして、その場合には裁判所が罪質、本人の性格或いは本人の置かれておる環境等を十分調査の上保護観察を付ける必要がある。保護観察によつて再犯を防止する必要があるというふうな場合には、保護観察を付けることができる、こういうことにいたそうとするものでございまして。即ち現在の無条件の保護観察付きの執行猶予も当然あるであらうと存じますが、罪質、本人の性格その他の条件によつて必要な場合には保護観察を付けることができる、そして後段の場合には第二回目の執行猶予の場合でございまして、この場合は当然裁判所が保護観察を付ける、こういうことにいたそうとするものでございまして。なお「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」、このことはいまうが、これは昭和二十四年五月より犯罪者予防更生法が施行せられて今日に至つておりました、その法律によりまして、仮出獄者或いは

保護観察所の長が検察官に申出でて、
そうしてそれによつて検察官が裁判所
に對して執行猶予の取消を請求するよ
うにいたそうとするものでございま
す。

次に三百四十九条ノ二は、現行法の
三百四十九条の取消の手續についての
規定をここに新たな一条として、今度

でございまして、執行猶予の取消の請求が、御承知のように、現在の現行法の執行猶予の取消は、確定判決があつたとき、執行猶予中に新たに犯罪を犯す等のことによりまして、判決があつて、その判決のあつたということを理由にして取消するものでございますが、今度の遵守事項は、それといささか趣きを異にしておりますので、本人の利益を害することのないように、本人の請求があつた場合には口頭弁論という手続を経るようになつてほしいのでございまして。そうしてこの第二項、第三項におきまして、口頭弁論を経る場合には、本人が弁護人の選任をする事ができる。そうしてこの口頭弁論を経る場合には、檢察官は保護観察中の成績、その成績等についてのこ

とも重要な資料になりますので、裁判所の許可を得て保護観察官に意見を述べさせることができる。それから第一項の決定に対しては、その決定に対して即時抗告ができることになっております。

次に第三條は、以上のような改正に伴いまして、犯罪者予防更生法の一部を改正せんとするものであります。第三十三條は、犯罪者予防更生法によつて保護観察になる対象者を掲げてゐるものでございまして、現行法の改正せられるところの四号というものは、現行法で十八才未満で執行猶予になつた者について、当然に保護観察されることになつてゐるのでございしますが、今回はすべて少年であらうと、成人であらうと、裁判所が必要に応じて保護観察を付ける、こういうことになりました。刑法第二十五條ノ二の第一項の規定によつて保護観察に付せられた者が犯罪者予防更生法の対象になつて保護観察を受けるのであるというふうに変更しようとするものでございします。刑法の二十五條ノ二の第二項の「保護観察ニ付テハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」というのと平仄を合わせようとするものでございします。

次の第四十一條第二項及び第三項の改正でございしますが、これは保護観察に付されてゐる者について地方委員会が引致していろいろな事情を調査する。その引致についての規定でございしますが、今回は保護観察所が執行猶予の者に対して裁判所が保護観察に付する場合、その保護観察を司るということに改正になりますので、これと歩調を揃えて、引致の権限をさうな場合に保護観察所の長に与えようとするものでございします。

次に、第四十五條は留置の規定でございまして、現行法では地方委員会が少年院から仮退院の者について、成績が思ひよくない。どうしてももう一度改めて少年院に戻し収容を申請する場合及び仮出獄の取消を決定するため審理を必要とする場合に、裁判官の発した引致状によつて引致した者について審理開始の決定をすれば留置ができる、こういうことになつております。

けれども、今回は保護観察所の長が裁判官の発した引致状によつて本人を引致し、更に執行猶予の取消を檢察官に申出るといふ場合は、どうしても身柄の規定が必要となつて参りますので、それを加へ、地方委員会と共に保護観察の長が審理開始の決定をして本人を留置できるようにするものでございします。

第三項は、仮退院中の者又は刑の執行を猶予されて執行猶予になつてゐる者について、家庭裁判所に対して、少年院に戻し収容の申請をする。或いは刑事訴訟法三百四十九條によつて裁判所に執行猶予の取消を請求する場合、審理開始の決定をすれば十日間本人を留置することができる。そしてその申請なり或いは裁判所に執行猶予の請求をすれば、裁判所の審理の期間として更に十日を見る。結局通じて留置の期間は二十日を越えることができない、かようにいたさうとするものでございします。

現行法では仮退院中の者についてだけ地方委員会が十日間、そして家庭裁判所が十日間といふことになつておりましたと合わせまして、これは執行猶予中の者について保護観察所或いは檢察官が、捜査と

言いますか、取調めるために十日間、裁判官が十日、通じて二十日を越えることができない、かように改正しようとするものでございします。

次にこの規定が、順序が錯雜いたしておりますが、御了解困難かと存じますが、新たな四項におきまして、原則としては留置の期間は通じて二十日といふことになつておりますが、本人からの請求があつて口頭弁論の請求があつたときは、手続がやや複雑になりますので、その慎重な審理のために更に十日を限つて、結局最高三十日まで留置ができる。こういうことに四項は改めようとするものでございします。

そしてその口頭弁論の請求があつて三十日、その期間内に執行猶予の言渡を取消すという裁判所の決定がありますと、その決定が確定するまで継続して留置することができるというふうな五項は規定しております。結局即時抗告を認めておりますもので提起期間の三日間は執行の力がございせんし、更に再抗告すれば裁判所の決定まで執行ができませんので、その確定するまで継続して留置することができる。このように五項において規定してゐるものでございします。

次に、さうな二十日或いは三十日或いは継続留置、かような留置の期間は執行猶予の言渡が取消された場合には刑に算入する、これが第七項でございします。

次に四十六條の見出しを現行法では「檢察官への通告」になつておりまするものを「檢察官への申出」ということに改める。それから現行法では「地方裁判所」だけに十八才未満の少年についての取消の通告をいたすことにな

つておりまするのを「地方裁判所又は簡易裁判所」と、こういうことになつたやうなものであります。更にその手続は書面で行ふやうなことで、そのことも改めようとするものであります。

次に更生緊急保護法の一部を改正する点でございしますが、更生緊急保護法は、保護観察に付されないような満期釈放者或いは刑の執行猶予でいきなり身柄を拘束されておつた者が社会に歸されたといふ場合に、本人からの申出によつて國家が本人に保護を加へる、こういうことを狙つておる法律でございしますが、その第一條を改めまして、執行猶予になつて保護観察を受ける者については國家は當然犯罪者予防更生法によつて保護観察として保護を加へるのであります。保護観察に付されなかつた場合には、やはり必要の場合には本人の申出によつて保護をするといふ必要がございします。これを対象者となし得るやうに第一項の第三號を改めようとするものであります。

次に附則でございしますが、附則におきましては、この制度は裁判所と十分実施上についていろいろと打合せをし、又ルール等も必要になるかと存じます。又裁判官の会同なり或いは保護観察官にこの実施について十分心がまえを作つてもらひ、又その手続について十分了解させなければならぬので、若干の準備期間が要すると思ひます。さうな關係で十二月三十一日までの間に政令で施行期日を定めようとするものでございします。次に第二項は、現在法律施行前に犯されたものについては、初度目の執行猶予に付する

場合には保護観察を付け得なくする、併しそのほかの分については適用がございします。その前の罪については執行猶予になり、その期間中のものを再度執行猶予することができるといふ規定について適用しようとするものであります。それは現行法で裁判をされれば執行猶予になつて、而も無条件執行猶予のものについて、この法律の施行によつて保護観察を付けるということ、いささか妥当を欠くと考えますので、それは適用しない、但し併合罪の關係がある場合は付け得る、こういうことにいたさうとするものでございします。

第三項は、現行法におきまして、十八才未満で執行猶予になつたものについて犯罪者予防更生法によつて保護観察に付されておるが、これは保護観察に付されては從來通りの例によつてなし得る、併し刑法上の保護観察はいたさない、間違つても本人に不利を与へない、こういうために第三項を掲げておる次第でございします。

以上簡単にございしましたが、逐条に亘る説明を終ります。

○委員長(中山福藏君) 午前はこの程度で休憩いたします。午後は一時半から再開いたします。

午後零時二十四分休憩

午後二時三十分開會

○委員長(中山福藏君) それでは休憩前に引続きまして委員会を再開いたします。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題に供します。なお本案は予備審査でございしますから、先ず政府の提案理由の説明を聴取いたしたいと思ひます。

○政府委員(押谷富三君) 只今議題に上りました刑事訴訟法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。まず、立案の経過について申し上げます。

現行法は、御承知の通り、旧法に対し根本的な改正を加えたものであります。ところが、制定当時の情勢上比較的短時間の間に企圖立案し、且つ、施行するの止むを得ない次第でありましたため、実施当時からいろいろ問題があり、その後四年を経た今日では、修正を要する箇所もかなり多く指摘されるのであります。併し、他面、刑事訴訟法は、刑事手続の基本法でありますので、改正には慎重を要するのであります。そこで、一昨年法制審議会に対し、「刑事訴訟法運用の実情に鑑み、早急に同法に改正を加えるべき点」の有無につき諮問いたし、その答申を待つて、逐次改正をすることとしたしました。同審議会は、一昨年九月以来各方面の有識者から選ばれた委員及び幹事の間に於いて慎重審議の上、昨年三月、取りあえずその一部につき答申があつたのであります。そこで当時政府は、その答申に基き法律案を作成し国会に提案いたしましたのであります。第十三回国会では継続審議となり、第十四回国会は解散となりましたため、遂に審議終了に終つたのであります。爾来、法務省においては運用の実情を検討しつつ改正の方向につき考慮を重ね、法制審議会開催の準備を進めておりましたところ、最近特殊集団事件における被告人の出頭拒否により裁判所の開廷が不可能となるがごとき事態を生じ、これに対する何らかの立法措置が必要となつて参りました。一方、か

ねてから検察官と司法警察職員との関係に関する刑事訴訟法の規定にやや不備な点があり、殊に逮捕状の濫用の事実を挙げ、検察官にこれが防止を求める声が強くなつて参りましたので、この際かねてからの疑点を明確にし、捜査の適正を図るのを要当と考へ、去る二月二十日及び二十一日の二日に互に法制審議会を招集して、審議を求め、その答申を得ましたので、これを前の改正案に附加して今国会に提案いたします。次に、改正の内容について申し上げます。

第一は、被疑者及び被告人に対する身体拘束に関する規定の改正であります。現行法は起訴前の勾留期間を一応十日以内とし、止むを得ない事由のある場合に限り、裁判官の裁量により最大限十日の延長を認めていたものであります。終戦以来現在までの犯罪の動向について考へますと、事件の規模はいよいよ大きく且つ複雑となつて参り、捜査機関が如何に努力いたしましても、現行法の認める勾留期間を以てしては、起訴不起訴を決定するため必要な資料を集めることすら至難な場合が少なくないのであります。そこで、これに対処するため、特別の事情のある場合に限り、五日後に延長し得ることとしたのであります。

起訴後の勾留期間につきましても、現行法はその更新を原則として一回に限つておりましたため、起訴から上訴を経て判決の確定までの勾留期間も原則として三カ月に限られ、その結果、審判及び刑の執行に支障を来たしているのが多くなつて参りました。一方、か

案においては禁錮以上の実刑の宣告があつた後の勾留期間の更新に限り、これを形式的に制限せず裁判所の裁量に委ねることとしたしました。

次に、いわゆる権利保障につきましては、その除外事由が狭きに失し、訴訟の進行に支障を来たしておりましたので、世の一部に非難の声も聞かれるのであります。よつて、今回この除外事由を一部拡張することとしたのであります。その一は、従来除外事由の一となつていた被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に當る罪を犯した場合といふのを短期一年以上の刑に當るいわゆる重罪を犯した場合にまで拡張したこと、その二は、被告人が多衆共同して罪を犯した場合及び保釈されるといふゆるお札廻りなどをし

て脅迫がましい態度をとる危険が多分にある場合を加えたことであります。なお、このお札廻りにつきましては、これを保釈の取消事由にも加えることとしたしました。

第二は、被告人が公判廷において有罪である旨を自認した場合に、簡易な公判手続による審理を進めることができることとした点であります。公判において審理を受ける被告事件の約八割までは、犯罪事実について争われない場合であるといふ実情に鑑み、この簡易公判手続により審理の促進と事件の重点的処理を期することとしたのであります。

罪の答弁があつても、なお従来通り補強証拠を要することとしつゝ、その証拠能力に関する制限を多少緩和し、且つ、証拠調についてもその方法を裁判所の適当と認めることによることとしたしたのであります。更に、漸進的にこれを実施する意味におきまして、この手続は差当り、いわゆる重罪以外の比較的軽い罪の事件につき當事者の意見を聞いて行ふべきものとする

と共に、裁判所は、一旦簡易公判手続による旨の決定をした後でも、この手続によることが相当でないことを認めるときは、いつでもその決定を取消し、通常の手続により審理をすることができるといたしました。

第三は、控訴審における事実の取調の範囲を拡張した点であります。御承知のごとく、現行法は旧法のような覆審の制度を廃し、控訴審を第一審の判決の可否を批判するいわゆる事後審とし、第一審判決後に生じた新たな事実は控訴審においてはこれを考慮することができない建前をとつていたものであります。併しながら、運用の実際は、規定の不備もあつて必ずしもこの建前通りではなく、裁判所によつてその取扱が区々になつていたのみならず、少くとも刑の量定に関する事実については、この建前を緩和すべきであるといふ意見が各方面に強いたのであります。よつて、この要望に応へるべく

第一審判決後の被告の弁償その他の情状に関する事実については控訴審においてもこれを考慮することができるとすると共に、第一審の當時から存在しながら止むを得ない事由によつて公判審理の過程において法廷に顕出されなかつた事実も、控訴趣意書に記載して控訴申立の理由を裏付ける資料とすることを認め、裁判所の調査義務の範囲を拡張することとしたのであります。

以上が前回の法制審議会の答申に基く主な改正点であります。次に今回新たに附加することとした改正点につき申し上げます。

その第一は、犯罪捜査に関する検察官と司法警察職員との関係に関する規定の改正であります。それは二点に分れ、その一は、検察官のいわゆる一般指示権の及ぶ範囲を明確にした点であり、その二は、司法警察員の逮捕状請求につき、原則としてこれを検察官の同意にかからしめた点であります。

前の点は、現行法が公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定める場合にのみ、一般的指示をなし得ることとしていたため、捜査自体の適正を期するためには一般的指示をなし得ないものでないかとの疑いを持つ向もあり、解釈上明確を欠いていたのであります。併し、捜査が適正に行われて初めて公訴の実行が可能になるのでありますから、検察官の一般的指示は、捜査の適正を図るためにも行われなければならないと存するのであります。そこで、この点の明確を期したのであります。後の点は、最近逮捕状濫用の非難が高く、有力な法曹の間にも本案のような規定の創設を希望する声が高いので、これを改正案に取入れたのであります。

その二は、勾留中の被告人が公判期日の召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にした場合に、被告人の出頭なくしてその期日の公判手続を行うこ

七号は、現行法第八十九条第五号では、氏名が一応明らかでありましても住居が明らかでない、わからない者については公判期日における出頭を確保することが困難であるのに鑑みまし

て、これを改正しようというのでございます。

なお、以上は、もとより権利保釈の除外事由にすることとでございまして、第九十条の裁量保釈をする分には、これは差支えないということになります。

次は、第九十二条関係でございます。七頁の真中にございます。この点は、現行法の九十二条が保釈の可否を決定する際に裁判所は検察官の意見を聞く

ことになつております。又勾留の執行停止につきましても、刑事訴訟規則に同じような規定がございます。そこで、勾留の取消についても、この際歩調を

合せる必要があるかというのが、この改正の理由でございます。

次は、第九十六条第一項の關係でございませう。第八頁のあとから四行目でございます。これも重要な条文でございませう。

いますので、読んでみます。一裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、

檢察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証

を隠滅すると疑ふに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を暴行せしめたる行為をしたとき。

五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。現在の九十六条におきましては、この条文の書き方が書き流しになつておりまして読みにくいので、若干不備の点がございますので、これを項目別に一、二、三、四、五と書き改めると共に、その間の不備を補正した趣旨でございます。更に、検察官に取消の請求権を認め、検察官の請求により又は職権でやれるということを明らかにした次第でございます。なお、現行法では罪証を隠滅した場合を取消事由に挙げておられますが、これは性質上当然挙げられるべきものであらうというので、この点をはつきり規定いたしました。第五号の、いわゆるお札廻りを現にしたとき、或いはせんとしたとき、これは先ほど説明いたしました点と首尾を一貫させる趣旨でございます。

次は、第九十八条の關係でございます。して、十頁の最初でございます。保釈の取消の際の収監手続につきまして、は、逃亡中の被告人の在り処がはつきりわかたないに折衝し、書面が手許になつたために執行できないという場合があつて、実務上大変困難を來した例がございまして、そこで、かような際にはこの趣旨を告げてこれをつかまえるというふうな簡易な手続をとるのが妥当ではないかというので、法制審議会の答申を得まして、作りましたのがこの条文でございます。これは、「前項の書面を所持しないためこれを示すこ

とができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを収監することができ。但し、その書面は、できる限り速かにこれを示さなければならぬ。」ということにいたしました。結局はその書面は示すのでございすが、その間に若干の時間的なズレがあつても差支えないということに明らかいたしました。なお新しい三項で第七十一条の規定を準用し、いわゆる管轄区域外の執行手続を明らかにした趣旨でございます。

次は、第五十三條の次に次の一條を加えるという第十一頁のあとから四行目の關係でございます。これは、召喚に應じない証人を勾引することができ、併し、その際例へば護送するの非常に不便な場所を通つて來なければならぬような場合にその途中で証人の身柄をどういうふうにするかといふことについては手当がしてないといふことについて、証人を夜を日に繼いで遠いところから連れて來る、途中で一休みさせることもできないといふようなことになるのは大変不都合でございますので、最寄の適當な場所においてこれを留め置いて連れて來るといふことができる手當をいたした次第でございます。

次は、百六十四條の關係でございます。十二頁のあとから四行目。これは、現在の百六十四條におきましては「証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由

由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。」といふふうなだけ規定してございまして、果してこの際あらかじめ費用の前払をすることができるかどうかという問題が起きたわけでございます。条文の表面ではその点が明らかになつておりませんが、從來のやり方といたしましては、會計法の第二十二條並びに予算決算及び会計令第五十八條の規定によつて前払は可能であるといふ取扱をいたしてございまして、併し、この点は、この際明確にする必要があるであらう。そうして、この証言をしなければならぬ、宣誓をしなければならぬ場合の返納の手続をも明らかにしようといふのが、この改正の趣旨でございます。

次は、いわゆる鑑定のための留置に關する一連の規定でございます。第六十七條各項の規定でございます。第十三頁の終りから三行目でございます。『百六十七條第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることができ。

裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができ。

更に、百六十七條に六項として次の一項を加へます。

「第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。」

これは、いずれも現行法上いわゆる鑑定のための留置といふものの手続が大

変はつきりいたしませんので、実務上いろいろ疑義が出て参ります。それでこれらの疑義をこの際明らかにいたしまして、片や被告人の人権も保護いたしたい。そうして、勾留と鑑定留置との關係等も明らかにしておきたいといふのが、この趣旨でございます。即ち、十四頁の真中辺から書いてございすが、鑑定留置の制度につきまして、現行法は単に勾留に關する規定を準用するに過ぎませんので、いろいろ問題がございまして、先ずその令状の名称を「鑑定留置状」といふふうにいたしました。他の令状と明らかに區別したのでございまして。

鑑定留置中の戒護、身柄につきましては、鑑定留置による収容場所は通常は監獄でないために監獄官吏をして戒護に當らせることができない。といつて、司法警察職員に看守せしめると解し得る明確な規定もございせん。鑑定留置中の逃走、自殺その他の事故を防止するためには明文を以て何らかの戒護上の措置をしなければならぬと存するのでございます。又それが必要か否かは、病院の施設によつていろいろ違つておりますので、その収容すべき施設の管理者の申出によつてこれをやる。又補充的に職権で命ずることができるといふふうな措置に出たわけでございます。なお、この鑑定留置の期間の変更につきましては現行法上これ又、はつきりいたしませんので、鑑定が早期に結了した場合にこれを短縮する。若干長くなつた場合にはこれを延ばすことができるといふふうな措置を講じたわけでございます。

次は、十五頁の終りから十六頁にかへまして、鑑定留置と勾留との關係を

明らかにいたしてございまして。現行法の解釈上、勾留中に鑑定留置処分がなされた場合には勾留はその執行を停止されたとするのが一般でございまして、ただこれらの具体的な問題、或いはその場合の取消の問題等に關連しまして疑義が生じたので、それをこの条文ではつきりさせたのでございまして。

次は、百八十一條關係。貧困のために訴訟費用を納付することができない被告人に対しましては、判決の際その全部又は一部を負担させないことができないように改めようといふのがこの条文でございます。現行法でも第五百條という規定がございまして、あとで訴訟費用免除の手続はあるのでございすが、初めに判決の際にわかるものについては初めから免除しようといふのが、この趣旨でございます。

次は、十七頁の終りから十八頁にかへての百八十四條關係。これは、從來正式裁判の請求の取下の場合について、訴訟費用の負担に關する規定がなく、法に不備がございましたので、これを是正しようといふのでございまして。

次は、百九十三條の一項後段の改正、十八頁の真中からでございます。いわゆる檢察官が司法警察職員に対しまして一般的指示をなす場合の規定でございます。本条の改正は、いわゆる檢察官の一般的指示権の内容をこの際明確にしておこうといふ目的に出たものでございまして。現行法によりまして、この一般的指示は、「公訴を實行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に關する準則を定めるものに限られる。」といふふうになつておりまして、そのため

に捜査と公訴とを概念的に區別いたし、捜査そのもののあり方、特に捜査の実行方法については一般的指示をなし得ないのではないかというふうな疑問が提起されております。併しなから、本来捜査と公訴というものは内容的には密接不可分の關係にありますので、捜査が適正に行われて初めて公訴が適正になる。そこでこの兩者の關係をまとめて規定し得るようになしたのが、この条文の改正でございます。この改正は、本年の二月の法制審議会の答申によつたものでございます。

つて判断されて、却つて自己の不利益に帰したというふうな事例も事実あつたのでございまして、この際かような改正によつてさうな点も是正しようという趣旨でございます。

次は、百九十八条の第二項關係。十九頁の真中でございまして、いわゆる供述拒否告知の制度に関する改正でございます。現行法は、捜査官が調べをする際には供述を拒むことができる旨、いわゆる供述拒否権があるということとを告げることになっておりますが、この制度の運用の実績を見ますと、中には全く一言も発しない。犯罪事実とは全く關係のない住居、氏名、年齢等も言わないというふうな行過ぎたものがございまして、かくては当初憲法の予定した「自己に不利益な供述を強要されない」という趣旨を踏み越え、いわゆる権利の濫用といったような形になつていとも思われますので、この際この拒否告知の制度というものを若干変えまして、告知の内容を憲法の趣旨と合致せしめたのが、この改正でございます。即ち、自己に不利益な供述を強要されることのないようにこれを告げればよい、かように改めたところとございまして、中には、この供述拒否権というものを極度に行使し、一切何もしやべらないというこのために、状況証拠のみによ

つて判断されて、却つて自己の不利益に帰したというふうな事例も事実あつたのでございまして、この際かような改正によつてさうな点も是正しようという趣旨でございます。

うふうな形で、それを除外することができるといいたしたのでございまして。なお、この第三項におきまして、検察官の同意を得ないで逮捕状の請求をした場合に、裁判官は逮捕状を交付しないことができることとしたのは、そのような場合には請求手続に法令の違反があるとして、請求を棄却するのがむしろ本筋であると思ひますが、ただその際に裁判所に一から十までその点の審査義務があるとし、その場合の責任を問われるというふうなことに相成つても裁判官としてはたまらないうと思われまして、表現上若干の余裕を残した趣旨でございます。

の証明に欠くことができない共犯その他の關係人又は証人等が多数であるとか、或いは前条の期間内にその取調を終ることができないといったような、いろいろ条件がかぶつて参りますので、人権の尊重には遺憾のないことと存するのでございまして。

決定で公訴を棄却すべきものと規定を変えます關係上、この但書は不用になつたわけでございます。

次は、百九十九条の關係でございまして、二十一頁の三行目にございまして、ちよつと読んで見ますと、「司法警察官は、第一項の逮捕状を請求する際には、検察官（検察官の事務を取り扱う検察事務官を除く。以下本項において同じ。）の同意を得なければならぬ。但し、検察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が検察官の同意を要する場合において、その同意を得ていないことが明らかなときは、逮捕状を交付しないことができる。」この点は、いわゆる司法警察官の逮捕状の請求についての検察官經由の問題といたしまして、前国会においてもいろいろお話のあつた点でございまして。そこで、この際これを法文に明定いたしました。逮捕状の濫用を防止せんとする趣旨でございまして。現行法にはこのような規定がございせんので、検察官によりましては事実上連絡を受けている庁もあるようでございまして、何分これが義務的にされておりますが、或るところでは逮捕状濫用の声を聞くようになりまして。そこで、この際これを検察官の同意にかからしめて、原則として検察官が責任を以てそれをよく見るといふことにいたしましたのでございまして。尤も、捜査官が十分戒心して成績のいいところ、或いは一般的に細かい事件につきましては、あらかじめ一般的に同意を与えるとい

次は、二百八条の勾留期間の延長に関する改正でございます。二十三頁の冒頭からでございます。「第二百八条の次に次の一条を加える。」

裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に處する事件につき、犯罪の証明に欠くことのできなない共犯その他の關係人又は証人等が多数であるため検察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときは、その取調が被疑者の釈放後では甚だしく困難になると認められる場合に限り、検察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。即ち、現行法で十日プラス十日計二十日というのを更に、ここに書いてあります通り、重い事件について而も嚴重な条件を附して、更に五日間だけ延長し得るというふうな直そうとするものでございまして。その具体的な要件、例えば、犯罪

決定で公訴を棄却すべきものと規定を変えます關係上、この但書は不用になつたわけでございます。

次は、二百八十六條の二の關係でございまして、三十一頁。「第二百八十六條の次に次の一条を加える。

第二百八十六條の二 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が、公判期日に召喚を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を善く困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。」

これも、この二月の法制審議会で取上げられた問題でありまして、最近の特殊な事件において、裁判所に出頭を拒否する手段といたしまして、勾留中の被告人が監獄官吏に抵抗する、或いは裸になつて暴れる、鉄柵にしがみついて離れないといったようなことがちよつとあつたのでございまして。さうな場合には、数名の者がさうなことをいたしました、その日の開廷が全部駄目になつて参りますので、そのような暴れる者に対しましては本人不在のまま公判手続を行うことができるようにしたのでございまして。尤も、そ

次は、二百五十四條の關係で、二十九頁でございまして。現行法の二百五十四條の第一項に公訴の「時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を開始する。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。」というふうな規定してございまして、この二百七十一條第二項について、あとで申上げます通り、すべてさうな際には

決定で公訴を棄却すべきものと規定を変えます關係上、この但書は不用になつたわけでございます。

次は、二百五十四條の關係で、二十九頁でございまして。現行法の二百五十四條の第一項に公訴の「時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を開始する。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。」というふうな規定してございまして、この二百七十一條第二項について、あとで申上げます通り、すべてさうな際には

次は、二百五十四條の關係で、二十九頁でございまして。現行法の二百五十四條の第一項に公訴の「時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を開始する。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。」というふうな規定してございまして、この二百七十一條第二項について、あとで申上げます通り、すべてさうな際には

次は、二百五十四條の關係で、二十九頁でございまして。現行法の二百五十四條の第一項に公訴の「時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を開始する。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。」というふうな規定してございまして、この二百七十一條第二項について、あとで申上げます通り、すべてさうな際には

次は、二百五十四條の關係で、二十九頁でございまして。現行法の二百五十四條の第一項に公訴の「時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を開始する。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。」というふうな規定してございまして、この二百七十一條第二項について、あとで申上げます通り、すべてさうな際には

決定で公訴を棄却すべきものと規定を変えます關係上、この但書は不用になつたわけでございます。

これはその日の公判手続だけのことでございまして、そのあとで穩かに出て来るような場合は勿論それは本人の出頭を待つて審理する、かようなことにならなければならない。

次は、いわゆる簡易公判手続について数カ条あるのをごいいます。その簡易公判手続と申しますのは、英米流のいわゆるアレイメントという制度とは、我が憲法上の制約もあり、若干内容を變えてあるのをごいいます。これを我が國の憲法に合わせるようにいろいろ形を變えまして、現在の訴訟法で許される限度、そしてそれが憲法にも合致し、そして訴訟の促進にも効果があるというふうな線を狙つたのがこの制度でございいます。その特徴は、三十四頁の(一)の第一、第二というところ

にございいます。簡易公判手続が一般の公判手続とどのように違つておるかという点を申しますと、第一に伝聞証拠に関する証拠能力の制限が緩和されておるといふ点でございいます。即ち、檢察官、被告人又は弁護人に異議がない場合、この場合には刑事訴訟法第三百二十条、いわゆる伝聞法則禁止の原則の適用がないこととしたのでございいます。これは、有罪の陳述をした被告人は一応その犯罪事実に関する被害届、参考人の供述調書その他の証拠の取調に同意していると推定することも無理ではないと思われまゝです。かようにいたしたわけがございいます。第二に、証拠調の手続を簡略にしたこととございいます。即ち、檢察官の証拠調の初めに行う冒頭陳述を省略する、或いは証人や証拠書類の取調を裁判所は適当と認める方法でやつてよろしいということとでございいます。なおこの種の事件に

つきましては、(二)にその裏打ちの手当をいたしてございいます。即ち、第一に、被告人が有罪であるという陳述をいたしましても、直ちに簡易公判手続に移るのではなくて、あらかじめ檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聞く、そしてその陳述が被告人の真意によるものである、虚偽の陳述ではないといふことを十分に検討いたしましてからこの手続に移るわけがございいます。第二に、さういふ慎重にいたした後でもだん／＼調べが進むにつれて若干疑念が出たというふうな場合には、その手続を取消して通常の手続に移るということに相成ります。第三に、三十六頁にございいます。いわゆる重罪事件については、簡易公判手続により得ないものとしたしまして、たとえ本人が異議なしと言つても通常手続によることになつておるのでござい

ます。条文の形といたしましては、第二百九十一条の次に次の二条を加えるといふことで、第二百九十一条の二被告人が前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、有罪である旨の陳述があつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができ、但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。といふことにいたしたのでございいます。前条第二項の手続に際し」と言ひますのは、公判手続の冒頭において起訴状の朗讀が終つた後、裁判長が緊密権を告げ、被告人及び弁護人に對し陳述の機会を与えたときにのみ有罪の陳述を行

い得ると、かような趣旨でございいます。それから「起訴状に記載された訴因」三十八頁でございいます。これは、当初から起訴状に記載されておる訴因は勿論、冒頭陳述を行う機会までに文書又は口頭で變更された訴因をも含むことになりまゝ。

次に、共同被告人がある場合にはどうなるかと言ひますと、被告人ごとに簡易公判手続による旨の決定をすることになります。三十九頁の時でござい

ます。なお、(四)で「有罪である旨の陳述」と申しますのは、単なる事実の告白ではなくて、それと同時に起訴状に記載された訴因について自己が積極的

に有罪であることを述べたことを申すのであります。従つて、控訴事實はこれを認めても、正当防衛、緊急避難と、こゝにいつたような違法或いは責任阻却の事由の存在を申立てた場合には、勿論これは有罪の陳述にはならんわけがございいます。

次は、四十頁の時であります。有罪である旨の陳述のあつた訴因に限

り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができ。といふのは、つまり起訴状に数個の訴因があり、その一部について有罪を認めた場合には、その一部については有罪を認めた一部のみを事實だけを取上げましてこの簡易手続に附するわけがございいます。

次に、この手続の實際の動かし方は、四十一頁の第二百九十一条の三に

ございいます。「第二百九十一条の三は、裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができな

いものであり、又はこれによることが相当でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならない。」さういふ手続に附して、かりそめにも有罪陳述をした事件が簡単に有罪、殊に誤つて有罪とされるようなことがないよう

に措置をしたわけがございいます。次に、第三百七条の二として、証拠調の方法等の簡易手続が書いてござい

ます。これは先ほども申し上げましたが、「第三百七条の二 第二百九十一条の二の決定があつた事件について、第二百九十六條、第二百九十七條、第二百九十八條、第二百九十九條、第三百条乃至第三百二条及び第三百四條乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことが

できる。」これは先ほど申し上げた通りでござい

ます。次は、第三百十五條の二、四十五頁でござい

ますが、これは、二百九十一条の二の決定が取消された場合の公判手続の更新の規定でござい

ます。これは、先ほどもちよつと申し上げました伝聞証拠の關係でござい

ますが、「第三百二十条に次の一項を加える。」といふのが四十七頁にござい

ます。「第二百九十一条の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、檢察官、被告人又は弁護人が証拠とするこ

とに異議を述べたものについては、この限りでない。」異議がない限り適用がないと、こゝにいうわけがござい

決定による場合もござりますので、これを両方含める意味で「裁判の告知」という文字に改めようとする次第でござります。

次は、五十二頁の、第三百五十九条から第三百六十条、第三百六十条の二、第三百六十一条、第三百六十七条、この一連の關係は、いわゆる上訴放棄の制度を認めたこと及びこれに関する条文の整理でございます。上訴権放棄の制度は、旧法にはございましたが、新法はこれを廃止したのでございます。その廃止の理由は、軽々しく上訴権を放棄するとあとで問題が起きるというようなことでございまいしょうが、運用の實際に徴しますと、判決に不服のない場合が相当多いのでございます。而も、さような場合に十四日の上訴期間の経過を待たなければ刑の執行を受け得ないというふうなこともございまして、必ずしも被告人の利益とはなつていないのでございます。そこで、死刑の判決のあつた場合を除いて、すべて被告人に書面による上訴の放棄を認めようというのがこの一連の改正でございます。

次は、第三百八十二条の二以下の条文で、いわれる控訴審の審理に関する改正規定でございます。ちよつと読んでみますと、「第三百八十二条の二やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかった証人によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証人に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様である。

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添附しなければならぬ。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取り調を請求することができなかつた旨を疎明する資料をも添附しなければならぬ。条文が細くなつておりますが、要するに、いわゆる事後審たる性格を持つ刑事の控訴審におきましては、第一審の判決までに、つまり弁論終結までに調べた事実を中心として原審判決の当否を判断するというのが従

来の建前であつたのでございます。ところが、實際問題といたしまして、第一審の弁論終結前に生じた事実、或いはその終結後判決までに生じた事実であつて、裁判の表面には現われていなかつたけれども、客観的には現実存在し、而もその事実を考慮に入れると原審の判決はどうも著しく妥当でないというような場合があり得るわけでございます。さうな場合に、將來は非

常にその措置に困りまして、あとで申上げます第三百九十三条第一項但書の活用等によりまして若干は正はいたしたのでございますが、必ずしもそのみでは全うし得ない。そこで、控訴趣意書の正面からその事実を取上げて、控訴審の事実取調の真正面の事実これを持つて行くというのが、今度の改正の趣旨でございます。法制審議会におきましても、特に在野法曹から熱心に要望せられました点でございます。

いてございます。その第一点は、第一審裁判所の審判の過程に現われなかつた資料でも、一定の条件の下に控訴趣意書に援用できることにした点であり

ます。これが只今申しました本条でございます。それから、控訴審の条文につきましては、後に申し上げます第二点というのがございますが、その第二点には、控訴審が第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状を考慮して原判決の量刑の当否を判断することができるとした点であります。この点につきまして、最もしつちゅう現われますのは、いわゆる弁償したような場合でございます。この二点が大きな改正でございます。

第三百九十三條第一項但書の關係に移ります。五十五頁のあとから四行目であります。「但し、第三百八十二條の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するために欠くことのできない場合に限り、これを取り調べなければならぬ。」ということにいたしました。

続いて五十六頁に、「第三百九十三

控訴裁判所は、必要があると認める
 ときは、職権で、第一審判決後の刑の
 量定に影響を及ぼすべき情状につき取
 調をすることが出来る。今度は、職権
 で第一審判決後の刑の量定に影響を及
 ぼすべき情状について取調をすること
 が出来るということを真正面から規定
 した次第でございます。かようなこと
 に相成りますと、第一審判決後に例
 えは弁償をいたしたような事実があり

ますれば、これを職権で取り調べることによつて、かような示談、弁償等の事実を裁判所で取り上げてもらうことができることになつたわけでございます。

す。次に、五十七頁にその場合の手続がございしますが、「第一項又は第二項の規定による取り調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて弁論をすることが出来る。」、これは当然のことでございます。そうして、その控訴審の判決といたしまして、五十七頁の最後に、「第三百九十三条第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することとができる。」ということにいたしました。

次は、略式手続の改正規定でございます。先ほど提案理由の中にもございました通り、この略式手続にも手を触れまして、その処理の迅速適正化を図ろうとするのでございます。現在この略式命令で処罰される者は全有罪人員の七割に達しております。でございますから、この手続を迅速適正に処理することによりまして、その余力を他の

困難な事件の処理に向けることができるようにというのがこの改正の狙いでございます。最初は、四百六十一條の第二項の削除でございますが、五十九頁の一番最後の条文であります。これは、現在七日の猶予期間を置いて異議の有無を調べることになつておるのでございますが、現行刑事訴訟法実施以來この七日の猶予期間内に異議を申し出た者は全くないのでございます。そこで、この猶予期間を除いたわけでございます。次は、「四百六十一條の次に……」ちよつとミスプリントが……

いますので、六十頁のあとから大行目の「第四百六十二条の二」とございます
が、これは、「四百六十一条の二」と御訂
正を願います。「検察官は、略式命令の

請求に際し、被疑者に對し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従ひ審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならぬといふ。被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならぬ。」という条文を置きまして、略式手続の趣旨を明らかに知らせ、書面で異議のない点を明らかにしようと、念を入れた

「四六二条に次の一項を加える。」
これは、ただ手続上の公正を図る担保の意味の規定でございます。それから次は「四六三条に次の三項を加える。」六十二頁の真中辺でございますが、これはいづれもその手続上の動きを明らかにするために細かい規定を置いた趣旨でございます。次は、六十四

頁の「四百六十三條の次に四百六十三條の二を加える。」という規定がございます。これは、先ほど申しました起訴狀の謄本の送達に関する規定、二百七十一條の規定の改正と首尾を合わせたのでございますが、「略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されなるときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失ふ。」という規定を置きまして、「前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならぬ。」これも、先ほど申したと同じ理由ではつきりさ

せたわけでございます。「略式命令が既に檢察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならぬ。」すでに檢察官に、一方的ではあります、檢察官の方に告知されているという効力は消えませんが、先ずその方を取り消した上で、公訴を棄却するという事を明らかにした趣旨でございます。

次に、六十六頁の「四百六十四条、四百六十五条の七日を十四日に改める。」これは先ほど申し上げました最初の異議申立期間の七日を削りました、その代り正式裁判申立の考慮の期間を七日延長して、その慎重を期した次第でございます。以上が略式手続に關する規定の改正でございます。

次は、四百七十四条の但書及び四百八十二条の改正でございますが、これは、刑の執行の順序の変更及び刑の執行の停止に關する規定でございます。

現行法は非常に慎重な手続をとりまして、檢察官が刑の執行順序の変更、刑の執行停止をするには、検事総長又は検事長の許可を受けなければならぬことになっておりました。ところが、實際問題といたしまして、本人が病気で急速に重い刑の執行を停止して、軽いものに変えろという臨機措置をとるべき場合が多々あるものであります。さうな場合の便宜の規定をここに置くという趣旨でございます。

次は、四百九十九条中の改正で、「官報で」とあるのを「政令で定める方法によつて」と改める、これでございます。これは、従来押収物の還付をいたします際に、還付を受けるべき者が所在不明であるという場合には、現行法では官報でこれを公告することにな

つております。御承知と思ひますが、官報の相当の欄を占めて、いわゆる官報公告の記載がございまして、ところが、實際この公告を見て取りに来るという者はございせんし、一方この費用が年間一千万円にも上るといふふうな状況でございますのでこれを一から十まで全部官報に載つてくるという必要はないであらう、例えば下駄の壊れたもの、或いは風呂敷或いはリュックサックといふたような、まあリュックサックはまだ金目のものでございまして、新聞紙に包んだ庖丁といふたような、どきどき官報で御覧になるとお笑ひになるようなものがございます。そこでさうなものをつきましては別途公告の方法を合理化し、重要なものだけ官報に載つてくることにいたしたら如何であらうということが、この改正の趣旨でございます。

最後の第五百条の改正でございますが、六十八頁の真中にございまして、現在の五百条第一項では、訴訟費用の負担の免除は、その負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に申し立てるといふことになっておりますが、この規定は、實際問題といたしまして、一審、二審、三審と経たうな場合にはなかなか手数がかかるわけでございまして、すなわち、一審、二審、三審それぞれ訴訟費用の負担を命ぜられたような場合には、そのそれ／＼の審級に皆行かなければならぬといふやうなことになるので、この際これを裁判所のルールに譲りまして、どこか一カ所の裁判所で手続ができるようにしたいといふのが、この前段の改正でございます。

後段の十日を二十日に改めるという

のは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の確定後二十日ぐらひは、その猶予期間を認めてやらなければ、結局本人の利益の保護に全きを期し得ないというものが、この改正の趣旨でございます。なお附則は、準備の都合等もありまして、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行するといふ規定、その他経過的な規定を置いた次第でございます。

以上大変簡単でございますが、一応御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(中山福藏君) 本案に対する質疑は次回に譲ることといたしまして、この際ちよつと皆様にお諮りいたしました、お手許に配付いたしました、刑事訴訟法の一部を改正する法律案逐条説明書は、只今の刑事局長の御説明とも関連があり、又本案の審査を行うに當りまして重要な資料であると考えますので、これを本日の会議録の末尾に掲載いたして置きたいと存じます、御異議ございませんか。

○委員長(中山福藏君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中山福藏君) 次に刑事補の職権の特例等に關する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に対する政府の説明は先般聴取いたしておりますので、本日は直ちに質疑に入りたく存じます。御質疑のおありのかたは御発言を願います。

ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長(中山福藏君) 速記を付けて下さい。

○伊藤修君 刑事補の職権の特例等に關する法律の一部を改正する法律案というものは、第一国会以来教回これは出ておりますね。たび／＼追加されて来ますが、追加されることも結構だと思ひますが、一体今度の追加で終るか、これが整理が完了しているのかどうか、そのときばつたりで思ひ付き思ひ付きで追加して来るのか、政府の考え方を一つ伺つて置きたいのです。

○政府委員(位野木益雄君) 御尤もでございますけれども、ただ今度の改正は實際この法律の運用におきまして、従前の同類のものと比較いたしました、如何にも気の毒であると思われ、ものを拾つて理在考え得る限りにおいてすべてを網羅いたしたのであります。今後は恐らく出ない、こゝういふふうに考えております。

○伊藤修君 いや、気の毒であることは十分承知いたします。救済されることについては異議ありませんが、いつも拾つては思ひつき、思ひつきでこの改正を出されるので、恐らくこれで最後のものじやないかと思ふのです。が、さういふ御確信はあるのですか。

○政府委員(位野木益雄君) 將來絶対にあり得ないといふことは今ちよつとここで確言いたしかねると思ひますが、恐らくさういふことはないと思つております。

○伊藤修君 いま一つはこの法務官をこの際ここで拾ひ上げておるので、これが占領中においては法務官を入れることができなかったという意味において入れられたのか、或いは占領が解けたのだから差支えないのだから入れたという意味になるのですか。或いは法務官を將來又作るという考え方の上で取入れたのか、この三点を一つ。

○政府委員(位野木益雄君) 法務官は御承知のように、軍法會議におきまして裁判官、予審官及び檢察官の職務を行なつておつたのでありまして、その職務の内容から申しまして、その在職年数を裁判官の任命資格に關する職歴年数等に通算することは、これは妥当であるといふふうに考へておつたのであります。ただ従前占領下の關係におきましてその提出を考慮したことはございましてその提出を考慮したことはございまして、今これを追加いたしたいといふふうに考へて提出いたした次第でございます。

で、今後法務官のやうなものを作るかどうか、さういふ考へで提案いたしたものでないと思ひます。

○伊藤修君 占領下においていろいろ考慮したこともあるがとおつしやるのだが、それはできなかったもので、今度出すことになつたのか、或いはその當時もできるものであつたけれども、出さなかつたというのです、若し出さなかつたならばどういふ理由で出さなかつたのでありますか。

○政府委員(位野木益雄君) 實は政府におきましては立案いたしまして、閣議決定したのであります、司令官においてこれを認可されなかつたのであります。

○鬼丸義壽君 只今御説明がありまして、これまでもこれに対して刑事補の資格を与えることについて政府のほうで提案せんとして、占領軍のほう

で許さなかつたというのは、今度の認められるのはことごとくやはりその當時に資格を手えるというこの案を立ててやつたことがあるのですか全部。

○政府委員(位野木益雄君) 全部ではございませんので、今回提案になつたもののうちの法務官と、それから公正取引委員会の審判官及び事務局の審査部に勤務する職員はすでに前回において提案せんとして中止になつたのであります。

○鬼丸義實君 今回この資格を手えようとする者に対する、これまで国としての試験の方法は大体普通の、今までの裁判官或いは検事乃至は弁護士という司法官の資格試験に該当するような資格を持つ人ですか。

○政府委員(位野木益雄君) 法務官に採用されるにも司法試験、昔の高等試験の司法科試験に合格した者であるというところが原則的な要件になつております。この外に陸海軍の内部における試験というものもあつたようにも見受けられますが、これも非常に厳格な試験で、資格においては些かも遜色がないというふうなものであつたと承知しております。

○鬼丸義實君 私は前回の提案理由説明に対して出席していなかつたので十分わかりませんが、或いは私の質問が当たらないかも知れないと思ひますけれども、今回資格を手えんとするものに対するこれまでの経過、どういう一体系を持つか人であるかというこの説明を十分にやはりしてもらつたほうが私ははつきりすると思ひますので、この提案理由説明だけでは十分でないのではないかとと思ひますが、委員長どうですか、これは一つ書面か何かで

細かく書いてもらうわけに参りませんか、どういふ資格を持ち、どういふ経過を持つ関係者であるということ、提案理由の説明だけでは余りに漠としておりますから、具体的にどういふような経歴を持つことによつて現在の判事補たるの資格を手えてやるのかという、納得の行くように、認められる一つ関係を書類を以て出して頂くようにしてもらへませんか。

○委員(中山福藏君) それでは只今鬼丸君の発言通り政府から十分な一つ説明書を出されるように私のほうから要望いたします。

○政府委員(位野木益雄君) 承知いたしました。

○委員(中山福藏君) 速記止めて。

午後三時三十八分速記中止

○委員(中山福藏君) 速記をつけ。

午後三時五十分速記開始

○委員(中山福藏君) 速記をつけ。それでは下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の審査についてお諮りいたします。本案につきましては午前中の委員会におきまして政府の説明を聴取いたしましたのでありますが、その際委員長より質疑は次回に行う旨申し上げました。つきましてはこの際引続き本案に対する質疑をお願いいたし、若し御質疑が終了しましたら討論、採決も併せて行いたいと思ひますが、さういたして御異議ございませんか。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。

御質疑のおありの方は御発言を願います。

○伊藤修君 この前当委員会で大濤簡裁についての諸願を採択したことがありますが、本法中に改正される事項として出ている。その際反対陳情として大濤を他に転移するといふことについて反対の陳情もあつたわけですが、それは審議未了になつてゐると思うので、だから現地におけるところのこの事情を御説明を願ひたい。簡単でよいので、その際、当該の諸願に対する決定と矛盾するものはないのか。

○政府委員(位野木益雄君) 只今伊藤委員の御指摘になりました青森県の大濤簡裁裁判所を田名部町に移転する点であります。これは前回の国会におきまして田名部町に移転するといふ諸願が当参議院において、而もこの法務委員会において採択されたのであります。そうしてその後その逆の諸願即ち田名部町に移転しない現状のまま大濤に存置したいという諸願もあつたのであります。これは御採択にならなくて審議未了のままになつたのであります。そういうふうな御趣旨を尊重いたしまして、この法案中に田名部町に移転する部分も入れたわけであり、大濤はこれは立場上積極的に同意するといふところまでは、正式に意思表示をしてもらうといふところまでは至つておりませんが、他の全部の町村、同郡内の全部の町村は反対なく賛成いたしております。この郡の中心地が田名部町であり、ほかの官庁も大部分田名部町にあるといふことから考えまして、田名部に移転するのが適当であるといふふうに考えるのでございます。

○委員(中山福藏君) ほかにも御質疑ございませんか。ほかに御質疑がなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて、討論採決に入ることに御異議ございませんか。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 全員一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、例によりまして、委員長の本会議の報告その他便宜御一任を願ひます。賛成の諸君の御署名を願ひます。

多数意見者署名
伊藤 修 齋 武雄
加藤 武徳 長谷山行教
郡 祐一 鬼丸 義實
岡部 常

○委員(中山福藏君) 次は連合委員会の開会についてお諮り申し上げます。先般発生いたしました第一、第二大邦丸事件に関連いたしました、その後竹島の領土権の問題が新聞に出て問題になつておりますが、この問題につきまして、本日外務委員会におきまして調査することを決定いたしました。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 全員一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

つきましては当委員会といたしましても、外務委員会と竹島の領土権に関する件について連合委員会を開会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員(中山福藏君) 御異議ないと思ひます。これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○委員(中山福藏君) 別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の御手を願ひます。

○委員長(中山福藏君) 御異議ないものと認めます。それではさよういたします。

本日はこれを以て散会いたします。
午後四時十七分散会

〔参照〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案逐条説明書

目次

第六十条第二項但書

第七十一条

第七十二条

第七十三条第三項

第八十九條第一号、第四号乃至第七号

第九十二条

第九十六条第一項

第九十八条

第一百五十三条之二

第一百六十四条

第一百六十七条

第一百六十七條之二

第一百八十一条

第一百八十四条

第一百九十三条第一項

第一百九十八條

第一百九十九條

第二百八条之二

第二百九条之二

第二百二十四条

第二百五十四條

第二百五十五條

第二百八十六條之二

第二百九十一條之二

第二百九十一條之三

第二百七条之二

第二百七条之二

第二百七条之二

第二百七条之二

簡易裁判手続についての一般的説明

第三百二十条
第三百二十九条
第三百四十四條
第三百四十五條
第三百五十九條、第三百六十條の二、第三百六十條の三
第三百六十一條、第三百六十七條
第三百八十二條之二
第三百九十三條第一項
第三百九十三條第二項
第三百九十三條第四項
第三百九十七條
略式手続の改正規定についての一般的説明
第四百六十一條
第四百六十一條之二
第四百六十二條
第四百六十三條
第四百六十三條之二
第四百六十四條、第四百六十五條
第四百七十四條、第四百八十二條
第四百九十九條
第五百条

本文中、前回の法制審議会の答申又は前回の答申とあるのは、昭和二十七年三月二十二日の答申であり、今回の法制審議会の答申とあるのは、昭和二十八年二月二十一日の答申である。

第六十条第二項但書中「第八十九條第一号又は第三号乃至第五号」を「第八十九條第一号、第三号乃至第五号又は第七号」に改める。

但書(勾留期間更新制限の除外事由)に引用されている第八十九條各号のうち、同条の改正に関連してこれを改めようとするものであ

る。すなわち、先づ第一に、第八十九條第一号の「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪」を「死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」に拡張したのに伴い、これをそのまま勾留期間更新制限の除外事由としたこと、第二に、改正案第八十九條第四号が新たに「被告人が多量共同して罪を犯したものであるとき」を権利保障の除外事由としたのに伴い、これを本条においても勾留期間更新制限の除外事由としたこと、第三は、改正案第八十九條第七号が現行法の同条第五号に「被告人の氏名及び住居が判らないとき」とあるのを、「被告人の氏名又は住居が判らないとき」と改めようとするのに伴い、そのまゝこれを本条但書の除外事由としたことである。

本条の改正は、法制審議会の答申には直接に現われていない。答申第二には、禁錮以上の実刑に処する判決の宣告があつた場合につき、これを勾留期間更新制限の除外事由に加えるべきことを示しているにすぎないが、権利保障に関する除外事由の拡張として答申のあつた部分のうち、少くとも右に述べた部分は、その性質上勾留期間更新の制限の除外事由にも加えるべきものと考へたわけである。

これらの改正を必要とする理由は、刑事訴訟法運用の実績を見るに、第一審における審理期間が三箇月を超えるもの、簡易裁判所においては約一五%、地方裁判所においては約四〇%に及んでおり、

然もこれら審理に長期間を要するのは、重要な犯罪又は複雑な犯罪であるから、勾留期間の更新がどのような犯罪について許されないとすれば、第一審の審理途中で被告人の身柄を釈放するの出来ないことになり、刑罰権の作用を著しく阻害するに至るからである。

これらの引用規定の内容の詳細については、第八十九條の改正案についての説明を参照されたい。

第七十一条中「勾引状」を「勾引状若しくは勾留状」に、「司法警察員」を「司法警察職員」に改める。

勾留状の管轄区域外における執行に関する規定である。改正点は、現行法に勾引状に関する規定のみがあるのに対し、勾留状の執行についても勾引状と同様であるべきことを法文上明かにし、さらに勾引状の執行を、執行すべき地の「司法警察員」にのみ求めることができない旨の現行法の規定を、司法審査に対しても求めることができるものとした点である。

現行法第七十一条が勾留状の執行について言及していないのは、旧法第一〇二条を襲ったためであるが、旧法当時において、すでに、同条の規定は勾留状について適用されるものと解すべきであるとの有力な学者の見解もあり、また、勾引状と勾留状とをこの点について区別して考へなければならぬ理由はないので、この際明文に規定することによつて、疑義を一掃しよう

とするものである。また、「司法警察員」を「司法警察職員」に改めたのは、急速を要し、司法警察員に執行を求める暇がない場合も予想されるので、その点は、警察の内部規律の問題として、法の規定としてはゆとりをもたせたのである。

本条の改正は、前回の法制審議会の答申第五第一項の趣旨をそのまま法文化したものである。

第七十二条中「勾引状」を「勾引状又は勾留状」に改める。

現行法第七十二条が、前述の第七一条と同じく、勾引状について規定を設けているにすぎないのに対し、勾留状についても、同様に取り扱うことができるよう改めたものである。

前に第七一条の改正について述べたとおり、現行法第七二条も旧法第九五条を襲ったものであり、前条の改正と関連して、本条もこれを改めることにしたわけである。

本条は、前回の法制審議会の答申第五第二項に「被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長に勾留状の執行を囑託することとができるものとすること」とあるのをそのまま法文化したものである。

第七十三条第三項、「勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、」を「勾引状又は勾留状を所持しない

ためこれを示すことができない場合において、「」に改める。

(一) 本条の改正の趣旨は、現行法が「令状を所持しない場合において、急速を要するときは」として、趣意を明確にしようとするものにする。

(二) 本条の改正は、前回の法制審議会の答申第八に備考として附加されているところをそのまま採用したものであつて、保釈取消等の場合の緊急収監に関する第九八条の改正規定の法文とその文言を同一にしたものである。

第八九条第一号中「無期の懲役」を「無期若しくは短期一年以上の懲役」に改め、同条第五号中「氏名及び住居」を「氏名又は住居」に改め、同条第七号とし、同条第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。

第八九条第五号の次に次の一号を加える。

六 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体又は財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき。

その他参考人や証人となり得べき者を畏怖させるに足る行為に出る危険性のある場合を附加したものである。

すなわち、同条第一号については、従来「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪」の事件に限られていたのを、「短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」の事件にまでこれを拡張しようとするのであり、同条第二号及び第三号は現行法のままとし、同条第四号として、前述のように「被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき」を加え、現行法の第四号はそのままだを第五号に繰り下げ、同条第六号として「被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体又は財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき」を加え、現行法第五号を第七号に繰り下げた上、これを前述のように「被告人の氏名又は住居が判らないとき」に改めようとするものである。

(三) かような改正を必要とする趣旨は、次の通りである。

(四) 先ず、第一号の改正は、例えば刑法犯中、強姦、営利誘拐、人身売買、強盗等の事件がこれにあたらなため、同条列挙の他の事由に該当しないかぎり保釈を許さなければならぬ結果を来す不都合を救済しようとするのである。

(五) 新第四号は、いわゆる集団犯罪の事件を権利保釈の除外事由としようとするものである。この場合集団犯罪とは、犯罪自体がその性質上集団的である場合、例えば賭博罪、内乱罪の外、集団強盗などのように集団的に行われた犯罪をいう。

而して、かような犯罪は経験上一般に通謀ないし罪証隠滅の危険が極めて高いのでこれに保釈され得る権利を与えるのは適当でないと考え、除外事由に加えてしようとするものである。

(六) 新第六号は、例えば恐喝等の事件の被告人が保釈により釈放されるや、被害者その他の関係人を在訪して、お礼廻り等と称し、一種のいやがらせの言動に出でる事例が極めて多く、ために、被害者等は、後日公判において証言するにあたり、後難を恐れて十分な供述をなし得ないため、証拠の取扱い、延いては審判の目的を確保するのに困難を来す場合が少なくない。本号は、かかる困難を防止しようとするものである。

(七) 新第七号は、現行法第八九条第五号では、氏名が一応明らかであつても、住居の判らない者について公判期日における出頭を確保することが困難であるのに鑑み、これを改正しようとするものである。

(八) なお、権利保釈の除外事由とすることは、いふまでもないことながら裁量保釈を否定する趣旨でない。現に保釈人員のうち、簡易裁判所では二二%前後、地方裁判所では三二%前後が裁量保釈である。

(九) 本条は、前回の法制審議会の答申第六の趣旨をほぼ文字通りに踏襲したものである。

第九二条に次の一項を加える。

検察官の請求による場合を除いて、勾留を取り消す決定をするときも、前項と同様である。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

(一) 現行法第九二条が保釈の許可に關する決定に際し、裁判所は、檢察官の意見を徴しなければならぬ旨を規定し、刑事訴訟規則第八八条は、勾留執行停止につき、急速を要する場合の外は檢察官の意見を聴かねばならないものとしてゐる。勾留の取消についても同様であるべきであるのに、これについては現行法にも訴訟規則にもそのよう規定がないのは妥当を欠くので、本条はこれを改めようとするものである。

(二) 勾留の取消は、現行法において第八七条の「勾留の理由又は必要がなくなつたとき」及び第九一条の「勾留による拘禁が不当に長くなつたとき」の二つの場合にこれを行うことができるが、その前者については、檢察官の請求による場合があり、この場合には、事前にその意見を求める必要のないことは当然である。「檢察官の請求による場合を除いて」というのはその意味である。また、勾留の取消は、その性質上、保釈決定と異なり、むしろ、勾留の執行停止と同じく、事態により、急速を要し檢察官の意見を求めるいとなない場合のあることが予想されるので、刑事訴訟規則第八八条と同様に、そのような場合のため但書を附し、檢察官の意見を求めないで勾留の取消をしても差支えないことにしたのである。

本条は、前回の法制審議会答申第三をそのまま法文化したものである。

第九六条第一項を次のように改める。

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、檢察官の請求により、又は職権で、決定を以て保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

一 被告人が、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき。

二 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

三 被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

五 被告人が住居の制限その他裁判所の定めた条件に違反したとき。

(一) 本条は、現行法第九六条が同条所定の場合には裁判所が職権で保

釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる」と規定しているのを改め、検察官も、またその請求をすることができるようとし、更に、取消事由として、新第四号所定の事由を加え、且つ、従来の条文の体裁を改め、取消事由を列挙することにしたのである。

(イ) 検察官に取消の請求権を与えたのは、検察官が、捜査機関としての職能上、現実に被告人の動静につき詳細な知識を得ることのできる地位にあるからである。

(ロ) 列挙の各号は新たに第四号所定の事由を取消事由に加えた外、主として現行法第九六条第一項を体裁上並列的に書き改めたにすぎない。ただ、現行法が、逃亡については逃亡の危険の外逃亡自体を取消事由としていたの、これとの均衡上、罪証隠滅についてその危険のある場合の外罪証隠滅自体を取消事由に加えた。従つてこの点は、特別の意味のある改正ではない。新たに加えた第四号は権利保釈の除外事由として第八九条に附加されたいわゆる御礼廻りの場合と均衡を全うさせる趣旨である。

(ハ) 本条は、前回の法制審議会の答申第七の法文化である。

第九十八条に次の二項を加える。
前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を

告げて、これを収監することができ。但し、その書面は、できる限り速かにこれを示さなければならぬ。

第七十一条の規定は、前二項の規定による収監についてこれを適用する。

(イ) 本条のうち、新第二項は、現行法第九八条が、保釈若しくは勾留執行停止が取り消され又は勾留の執行停止期間が満了した場合における収監手続に關し、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを収監しなければならぬと規定するに對し、それらの書面を所持しない場合において、勾引状若しくは勾留状の執行（七三條第三項）又は通常逮捕状による逮捕（第二〇一條第三項）の場合と同じく、緊急の収監手続を定めようとするものである。又、新第三項は、本条第一項による収監又は新第二項による緊急収監手続に際し、法第七一條による勾引状又は勾留状の管轄区域外執行の規定を適用し、管轄区域外においてもこの種の収監手続を行ひ得ることとしたものである。

現行第九八条によれば、同条の場合に該る被告人又は被疑者を発見しても、所定の書面を所持しない限り、これを収監する途がない結果となる。本条の改正は、かかる結果を避けようとするものである。

(ロ) なお、本条は、前回の法制審議会の答申第八をそのまま採用したものであり、同項の二の鑑定留置期間が勾留中に満了した場合の措置については、別に本案第一六七条の二の說明参照。

第百五十三條の次に次の一條を加える。

第百五十三條の二 勾引状の執行を受けた証人を護送する場合又は引致した場合において必要があるときは、一時最寄の警察署その他の適當な場所これを留置することができる。

(イ) 召喚に應じない証人を勾引することができるとは、現行法第一五二條に規定されているところであるが、証人の勾引については、被告人の勾引の場合と異り（被告人については、第七四條、第七五條）、護送の途中又は引致した後の留置場所について何等の規定を設けていない。従つて、証人に対する勾引状の執行にあたる者は、公判開廷の時刻に正確に到着するよういざなはねばならず、護送するものであるが、これは實際には極めて困難なことであり、又証人にとつても必ずしも利益ではない。そこで本条を設けてかかる困難を除くこととしたのである。ただ証人と被告人とは、その地位、本質を異にするから、護送途中又は引致後尋問までの間被告人と同様に監獄に留置するのは適當でない。しかし、又他面において、正当な理由なく召喚に應じないものに対しは、罰金、拘留又は料金の制裁がある。これらの事情を併せ考慮

し、留置の場所を警察署その他適當な場所とした。

(ロ) 本条は、前回の法制審議会答申第九の趣旨をそのまま取り入れたものである。

第百六十四條に次の一項を加える。

証人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支給を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、その支給を受けた費用を返納しなければならない。

(イ) 本条は、証人が、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ場合を除き、旅費、日当及び宿泊料を請求することができるとを規定した現行法第一六四條を承けて、これに、第二項として、旅費、日当又は宿泊料の前払を受けた者がその費用を返納すべき場合につき、規定したものである。

証人に対する旅費、日当及び宿泊料の前払については、特に規定を設けていないがこれは、會計法第二二條及び予算決算及び會計令第五八條の規定によつて可能と解すべきである。ただこの点について、從來実務上疑義があつたので、その可能なことを「あらかじめ……支給を受けた……」の字句により確認するとともに會計法上明確でない返納義務について明文を置くことにしたわけである。

(ロ) 「費用を返納する」とは、會計法規の定めるところによつて當然に返納を命ぜられることと定めてい

るのであつて、裁判によるのではなく、従つて、また、刑事訴訟法執行編の規定の適用はない。

(イ) 本条は、前回の法制審議会の答申第十の趣旨に基くものである。

第百六十七條第二項中「留置状」を「鑑定留置状」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。
第一項の留置につき必要があるときは、裁判所は、被告人を収容すべき病院その他の場所の管理者の申出により、又は職権で、司法警察職員に被告人の看守を命ずることができ。裁判所は、必要があるときは、留置の期間を延長し又は短縮することができる。

第百六十七條に第六項として次の一項を加える。
第一項の留置は、未決勾留日数の算入については、これを勾留とみなす。

(イ) 鑑定留置制度に關しては、現行法は、単に勾留に關する規定を適用するにすぎず、これについて疑義が多く、立法上整備を要する点があるので、本条以下三條にわたつて改正を施すわけである。本条では、まず、鑑定留置に關する規定を整備する關係上令状の名稱を統一して「鑑定留置状」と稱することとし、留置中の被告人の戒護につき新たな規定を設け、既に定められた留置期間の変更を許す規定を新設し、未決勾留日数の算入につき明文を設けることとした。

鑑定留置による収容場所は監獄でないため、監獄官吏をして戒護にあたらしめることを得ず、又司法警察職員に看守せしめるべきものと解すべき明確な根拠もないので、鑑定留置中の逃走自殺その他の事故を防止するためには、明文をもつて、何等かの戒護上の処置を命ずることが出来る根拠規定を設ける必要がある。而して被告人を看守せしめるべき機関としては、司法警察職員が最も適当と考えられるので、かような規定を設けることとしたのである。

更に、看守は、当該病院その他の施設によつては、例えば完備した精神病院におけるように特にその必要のない場合もあり得るので、主として収容すべき施設の管理者の申出により、補充的に、職権でこれを命ずることができるとしたのである。

（四）鑑定留置期間の変更に関する改正は、鑑定の性質上、当初決定された期間よりもはるかに短期間に鑑定の目的を達する場合もあり、反対に、予定期間を超えてなおその目的を達しないこともあるのであるが、現行法の如く単に勾留に関する規定を適用するというのみでは、例えば、後者の場合につき、起訴前においては勾留期間の延長の規定が、起訴後においてはその更新に関する規定が適用されるかの如き疑義があるわけである。そこで、本条のように、鑑定に伴う事情の変更に即応し、裁判所において必要に応じ、伸縮変更

をなし得ることとしたものである。

（四）未決勾留日数の算入に関する規定は、次条に勾留の執行停止に関する規定を置くこととしたので、特に疑をさけるため明文を設けたのである。

（四）前回の法制審議会の答申第十一の第一項但書、第二項及び第三項に基く改正である。

第六十七条の二 勾留中の被告人に対し鑑定留置が執行されたときは、被告人が留置されている間、勾留は、その執行を停止されたものとする。

前項の場合において、前条第一項の処分が取り消され又は留置の期間が満了したときは、第九十八条の規定を適用する。

（四）本条もまた、鑑定留置に関する現行法の不備を補正しようとするものである。

（四）勾留中に鑑定留置処分がなされた場合には、勾留はその執行を停止されたものとする。これは、現行法の解釈上一応認められて

いるところであり、実務上の取扱もこの見解に従っているが、これを明文化するとともに、この場合の鑑定留置の取消は、保釈又は勾留執行停止の取消に、鑑定留置期間の満了は勾留執行停止期間の満了に類似するので、前述の収監に関する第九八条をこの場合に準用し、鑑定留置処分が取り消された場合には勾留状の謄本及び鑑定留置取消決定の謄本を、鑑定留置

期間が満了した場合には期間を指定した留置状の謄本をそれぞれ被告人に示してこれを収監すべきものとし、更に第九八条新第二項による緊急収監の要件が具備するときは、その手続に準じて収監することもできることとしたのである。

（四）本条第一項は、前回の法制審議会の答申第十一の第一項本文に基くものであり、本条第二項は、回答申第八の第二項に基くものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

如何を問はずできないのである。もとより、判決確定後において申立による訴訟費用免除の手続は、現行法においても規定されているけれども（第五〇〇条）、貧困のため判決当時において既に訴訟費用を納付する能力のないことが明らかである被告人に対しては、確定後の免除申立をまたず、判決に際し訴訟費用の全部又は一部を負担せしめないことが出来るものとするのが、むしろ被告人の保護と手続の簡略化に資するゆえんである。本条の改正は、かような理由によるものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

（四）本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十二に則するものである。

捜査を適正にし、公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する準則を定めることによつて行ふものとする。

（四）本条の改正は、いわゆる検察官の一般的指示権の内容を明確にすることを目的とする。

（四）現行法によると、この一般的指示は、公訴を執行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるものに限定されている。そのために捜査と公訴とを概念的に区別し、捜査そのもののあり方、特に捜査の実行方法については、一般的指示をなし得ないのである。しかし、捜査と公訴とは、形式的にはともかく、内容的には密接不可分の関係にあり、捜査が適正に行われてはじめて公訴が適正に行われ得るのである。然も両者は、公訴と裁判との関係とは異なり、捜査の結果に基づき、それに従つて公訴が行われるという関係にあるのである。そこで、本条の改正により一般的指示権の及ぶ範囲を明確にし、捜査の適正、ひいては公訴の適正を期せようとするものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

（四）本条の改正は、今回の法制審議会の答申第一に則するものである。

(一) 現行法第一九八条第二項は、検

察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被疑者の「取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ供述を拒むことができる旨を告げなければならぬ」旨を規定しているが、この制度の運用の実績を見ると、被疑者が犯罪事実に関する供述はともかくとして、犯罪事実とは全く関係のない氏名、住居、年齢等のいわゆる人別事項の供述すら拒否し、捜査機関の取調に対して一言も発せず、これをもつてあたかも一種の独立した権利であるかのように考える風潮がかなり広まっているようである。これは決して正しい傾向ではないと考える。しかし今これを直接匡正しようとするのではない。かかる風潮を馴致した原因の一つが、第一九八条第二項において捜査機関に告知の義務を課しているその告知内容にあるものと考えられるので、今回の改正によつて、これを改めようとするものである。新しい告知内容は、憲法第三八条第一項の規定と同じであるが、元來捜査機関をしていわゆる供述拒否権を告知せしめるのは、被疑者に対し憲法上の保障を充分諒知せしめようとするにある。然らば、拒否権告知の内容は、憲法第三八条第一項の趣旨からいつて無理にい

わせられるのではないということであらば足りるものと考える。これによつて、いわゆる供述拒否権が自己の刑事責任を問われるに至るような供述は何人からも強要されないという一種の権利であるその本質を明確にすることができるとともに、捜査機関に被疑者取調の権限を認めている刑訴第一九八条第一項とも調和し、更に捜査機関に対しては有利不利を問わず一切の供述を拒否すべきものとする傾向（一部には、現在の告知内容を誤解して善意にそう信じて一切の供述を拒否したためかえつて情状証拠のみにより訴追され、法廷においてはおぼろげに犯人でないことの明らかなつた事例に見るが如き誤解の傾向）をいくらかでも匡正し得ることとなるかと考える。

(二) この改正により憲法上保障された被疑者の地位には何等変更はなく、今後といえども、捜査機関が供述を強要してはならないことは当然であり、被疑者が全面的に供述を拒否しても従来と同様、何等法律上の不利益を受けることはない。

(三) 被告人に対する刑訴第二九一条第二項の黙秘権告知については改正を加えない。現在の段階では、特段の必要を認めないからである。理論的にも、被告人は被疑者と異り、公判においては完全なる当事者の地位を有するので、起訴前を告知内容において別異な取扱をしても差し支えないわけである。

(四) 前回の法制審議会の答申第十五に基く改正である。

第九十九条第二項の次に次の二項を加える。

司法警察官は、第一項の逮捕状を請求するには、檢察官（檢察官の事務を取り扱う檢察事務官を除く。以下

本項において同じ。）の同意を得なければならぬ。但し、檢察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件については、この限りでない。

裁判官は、逮捕状の請求が檢察官の同意を要する場合において、その同意を得ないことが明らかなきは、逮捕状を発付しないことができる。

(一) 本条の改正は、司法警察官の通常逮捕状の請求についてこれを檢察官の同意にかからしめようとするものである。

(二) 現行法では、司法警察官は、法文上直接裁判官に対して逮捕状の請求をすることができるとなっている。実際の運用については、あらかじめ檢察官に連絡しその了解を得て逮捕状を請求している地方とそうでない地方とがあつて区々に分れている。

一方逮捕状濫用の非難が高い。そこで、今回、通常逮捕状の請求については、原則として事前に檢察官の同意を要することとしたのである。緊急逮捕状については、その性質上逮捕した者が直接裁判官に請求すべきものであるから除外した。

(三) 檢察官事務取扱檢察事務官制度（檢察官法第三六条）は檢察官の足りないため、当分の間を限り、やむを得ず設けたものであること、その能力の点においても、本来の檢察官に劣ることを考慮して、同意権を与えないこととしたのである。可能な限りすみやかに副檢察をも除くべきであるという。在野

法曹の希望があり、法制審議会でもその旨の決議がなされているので、その趣旨に添うよう努力する考えである。

(四) 檢察官があらかじめ一般的に同意を与えた事件を除くこととしたのは、すべての事件につき常に必ずしも同意を経ることを要しないからである。逮捕状濫用の非難がなくならぬ、警察の素質能力が向上すれば自らこの種事件が増加することとなる。現在あらかじめ一般的に同意の手えられる事件としては、窃盜、賭博等の通常の刑法事件などが考えられる。選挙法違反、贈収賄、破産法事件などは、通常個々に同意を要する事件となるであろう。

(五) 檢察官が一般的に同意を与えた事件は、直ちに裁判所に通知する。裁判所は、それによつて、個々に同意を要する事件か否かを知ることになり、同意を要する場合に同意を得ないければ、裁判所は、請求手続に法令の違反があるものとし、請求を棄却することとなる。ただ、そのために一々裁判官が同意を要する事件かどうかを慎重に取り調べることを要するものとし、もしその取調に手落ちがあれば、実質的に妥当な逮捕状の発付であつても手続に違法ありとして裁判官の責任を問わなければならないとするのは適当でないで、第二項においてその点につき余裕を持たせることとした。

(六) この改正は、今回の法制審議会

の答申第二に基くものである。

第二百八条の次に次の一条を加える。

第二百八条の二 裁判官は、死刑又は無期若しくは、長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であるため檢察官が前条の期間内にその取調を終ることができないと認めるときはその取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になると認められる場合に限り、檢察官の請求により、同条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができる。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

(一) 本条は、現行法第二〇八条第二項が起訴前の勾留期間につき、通算十日間の延長を認めているのに対し、特殊の事件につき、特別の要件の下に、更に五日以内の再延長を認めようとするものである。

(二) これは、現行法に定める起訴前の勾留期間最大限二十日をもつてしては公訴を提起すべきか否かを決することができない特殊の事情のある場合に限る趣旨であつて、起訴前の勾留期間は、これによつて、最大限合計二十五日とされるのであるが、これは例えば、集団暴力犯罪のごとき又は特殊の大規模な詐欺事件若しくは偽造事犯の捜査について用いられるべきものであつて、通常の事件処理を予想しているものではない。従つて、そ

の濫用防止のため、特に嚴重な要件を定めておけるわけである。

(四) まず、本条は勾留の再延長を事件の種類によつて制限しようとした。すなわち、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪の事件につき、捜査をする場合でなければならぬ。これは、現行法第二一〇条による緊急逮捕の許される範囲の罪、第二八九条の必要弁護事件にあたる罪と同じく、比較的重い罪に限る趣旨であることは言うまでもない。

(四) 次に、本条は、場合を具体的に限定している。すなわち、第一に、犯罪の証明に欠くことのできない共犯その他の関係人又は証拠物が多数であること、第二に、そのために、検察官が、起訴前の勾留期間が第二〇八条第二項によつて延長されたにもかかわらず、なお関係人又は証拠物の取調を終了することができない場合であること、そして、第三に、被疑者の身柄を釈放したのではそれら関係人又は証拠物を取り調べることに甚しく困難になると認められる場合であることを要件とするのである。

(四) 「犯罪の証明に欠くことのできない」というのは、現行法第二二七条にも見えていたが、同条の「捜査に欠くことのできない」というのと異なり、それよりも更に狭い意味をもつものである。例えば、他の被疑者の行方を知つていないという者は、捜査に欠くことのできない関係人ではあつても、犯

罪の証明に欠くことのできない者でない。

(四) 「共犯その他の関係人又は証拠物が多数である」とは、多数の関係人又は多数の証拠物が客観的に存在する場合をいう。存在するかも知れないという推測では足りない。共犯その他の関係人とは、共犯でない相被疑者とは異なり、現行法第二二三条により出頭を求められ得る参考人はすべてこれを含む趣旨であるが、それらの人証は、犯罪の証明に不可欠のものでなければならぬわけである。

(四) 「前条の期間内にその取調を終ることができない」とは、第二〇八条第一項の定める起訴前の十日間及び同第二項の規定により延長された通算十日間の期間の合計をもつてしても、右の重要な人証及び物証の取調を終了し得ないことである。従つて、第二〇八条第二項の勾留期間の延長による通算十日間の全部を右の取調に使用した場合であることを要するが、その期間内に取調を終ることができるか否かの認定権は、専ら勾留裁判官にあるのである。

(四) 「その取調が被疑者の釈放後では甚しく困難になる」とは、例えば、被疑者が釈放後、共犯その他の関係人に取調状況を通報し、その結果これらの者が証拠の隠滅等をはかる可能性が顕著な場合などをいう。

(四) 右に述べた事情は、すべて具体的に当該事件の捜査の実情に従つて認定されねばならないことは、現行法第二〇八条第二項における

やむを得ない事由の存否の認定と全く同じであつて、単なる被疑事件の種類や規模等によつて抽象的に考えることはできない。

(十) 本条による再延長は、通じて五日を超えることができない。「通じて」とは、数回にわたつて延長することも妨げない趣旨であり、ただこれを通算して五日以内でなければならぬ意味である。この点は、第二〇八条第二項による勾留期間の延長と全く同様である。

(十一) 本条は、前回の法制審議会の答申第一に基くものである。

第二百十九条の次に次の一条を加える。
第二百十九条の二 検察官、檢察事務官又は司法警察職員は、令状に差し押さるべき物の所在すべき場所が記載されており、且つ、その場所においてこれを発見することができない場合において、その物の所在する場所が明らかとなつたときは、急速を要する場合に限り、処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げてその場所を看守することができ。

(一) 差押令状によつて捜査機関が差押を行う場合において、その差押令状に記載された差押の目的物が、令状に記載された場所と異なる特定の場所に在る場合には、そのままその物を差し押さることはできない。一方新たな令状を求めて差押を行う時間的余裕のない場合も少なくない。本条は、そのような場合に、その新たな令状によるまでの間、取り敢えずその物を保全

する処置を規定しようとするものである。

(一) 右のような趣旨に基いて、本条は令状による差押の場合における一種の緊急処分を認めたものである。すなわち、本条の緊急処分をなすには、第一に、差し押さるべき物の所在するはずの場所が令状に記載されているにもかかわらず、その場所ではこれを発見することができなかったこと、第二に、その物が令状に記載されている場所以外の特定の場所に存在することが明らかとなつたこと、第三に、新たな令状を求め又は令状の記載の訂正を求めるとまのな

い程急速を要する場合であることがその要件である。従つて、漠然と他の何れかの場所に存在するであろうという推測では足りないものであつて、その物の所在場所が明確に特定して発見された場合に限るのである。

(一) そこで本案の処分の手続であるが、「処分を受けるべき者にその事由及び被疑事件を告げて」これをしなければならぬ。その事由とは、当該目的物についての差押は許されているが、その所在場所が令状と異なること、急速を要し裁判官の令状を求めて差押をする時間的余裕のないことを言い、被疑事件とは、被疑者及び罪名を意味する。また「処分を受けるべき者」とは、本条の緊急処分を受けるべき住居主、その場所の看守者又はその物の所有者若しくは所有者である。「その場所を看守する」の看守とは、その物が他に移動し又は滅

失しないように看視することであり、もしその危険のある場合にはこれを制止し、その危険防止のために必要な限度でその場所に入出入することを禁止することができるのである。

(一) 本条は、前回の法制審議会の答申第十六に基くものであつて、答申の通り、捜査機関の行う差押の場合についての規定は、裁判所における差押については、公判廷外における場合に差押状の執行によることになるが、この場合は、実務上捜査機関の行う差押に比し、本条のような緊急処分を行う必要に乏しいので特別の規定を設けないこととしたのである。

第二百二十四条第二項に次の後段を加える。
この場合には、第六十七條の二の規定を適用する。

(一) 本条は、前に説明したように本案第一六七条及び第一六七条の二により、裁判所の行う鑑定留置の規定が改められるのに伴ひ、捜査機関が裁判官に対して請求する鑑定留置処分についても、これに準ずる旨の規定を設ける必要があるので、現行法第二二四条第二項に補修を加えたものである。

(一) 現行法第二二四条第二項には、檢察官、檢察事務官又は司法警察員から鑑定留置処分の請求を受けた裁判官がその請求を相当と認めるときは、「第一六七条の場合に準じてその処分をしなければならぬ」とある。そして、本案第一六七条の二は、勾留中の鑑定留置

に關する新設の規定であり、第一六七条に對して獨立の性質をもつ例外的規定であり、然も、被疑者の場合にも當然同じ取扱をすべきであるから、第二二四条による処分についてもこれを準用しようとするに當るの事理を明らかにしたものにすぎない。

前回の法制審議会の答申第十一の第一項に「勾留中の（被告人又は）被疑者に対し鑑定留置処分がなされたときは云々」とあるのによるものである。

第二百五十四条第一項但書を削る。

現行法第二五四条第一項は「公訴の時効は、当該事件について公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二七一条第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときはこの限りでない」と規定している。同項但書は、公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないときは、第二七一条第二項によつて公訴の提起がさかのぼつてその効力を失ひ、何等の裁判なくして事件が裁判所の係属を離れるので、一般の公訴棄却又は管轄違の裁判による場合と異り、特別規定を設けたものと解される。しかるに、この改正案では、後に述べるように、起訴状謄本の送達制度に關する前回の法制審議会の答申第十七の第二項に基き、現行法第二七一条第二項の場合には、本案第三三九条第一号に

より、裁判所は決定で公訴を棄却すべきものと規定することになつたので、現行法の第二二五十四条第一項の原則に反することとし、右但書を削除することとした。

第二百五十五条中「起訴状の謄本の送達の下に」若しくは略式命令の告知を加える。

現行法第二五五条第一項は、「犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れてゐるため有効に起訴状の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れてゐる期間その進行を停止する」旨を定めてゐるのであるが、略式手続に關する今回の改正（後述第四六三条及び第四六三条の二の説明参照）で、略式命令の請求があつた場合には、起訴状の謄本の送達は、略式命令手続が通常の手続に引き直された場合にはじめてこれをすることにし、通常手続に引き直されない場合は略式命令が被告人に四箇月以内に告知されないときに公訴の提起がさかのぼつてその効力を失ひ、旨の規定を設けることにしたので、略式命令の請求があつた場合には通常手続に引き直されないかぎり、起訴状の謄本の送達といふことがないため、公訴時効の進行について、特に本条に、「起訴状の謄本の送達」の外に、「略式命令の告知」を加える必要が生じたわけである。

第二百八十六條の次に次の一條を加える。

第二百八十六條の二 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されてゐる

被告人が、公判期日に召換を受け、正当な理由がなく出頭を拒否し、監獄官吏による引致を著しく困難にしたときは、裁判所は、被告人が出頭しないでも、その期日の公判手続を行うことができる。

本条は、今回の法制審議会の答申第三に基くものである。

最近、特殊集団事件の公判において、裁判所の定めた審理方式に反對する理由をもつて、公判期日への出頭を拒否し、監獄官吏が強いて出頭せしめようとすれば、多數の被告人が一斉にわめき、手を振り廻し、足を蹴り上げ、裸体となり、あるいは噛み付くなどして抵抗し、結局その期日の開廷を不可能ならしめた事実がある。本条は、これに對処するための規定である。

被告人の出頭が開廷の要件となる場合は、現行法第二八五條、第二八六條に規定されている。輕微な事件を除き、原則としてすべての公判には被告人の出頭を要するのである。もつとも、現行法第三四一條により被告人が一旦出頭した後退廷を命ぜられた場合には、そのまま手続を進めることができるのであるが、これは、本条が予想するような場合には、その適用がない。

本条は、当該期日における公判手続をそのまま行うことを認めてゐるにすぎない。従つて、ある期日に出席しなかつたからというので爾後の全期日を被告人の不出頭のまま開廷することはできない。

その期日の都度召喚手続をしなければならぬのである。

当該期日の公判手続であれば、そのすべてに及ぶ。従つて判決を云い渡すことも差し支えない。

簡易公判手続についての一般的説明

前回の法制審議会の答申十八「有罪の陳述に基く簡易公判手続について」に基いて、簡易公判手続を新たに設けようとするものである。このような制度を採り入れるなら、被告人において事実を全く争わない事件につき、公判審理手続を簡素化してその審理の促進を図るとともに、この結果多少とも生ずる裁判所の余力を複業、困難な事件の審理に向け、刑事裁判全体として、より以上の迅速化と適正化を図ろうとするにあるのである。周知の通り英・米においては、アレインメントの制度が採用されており、審理の促進に非常に寄与してゐるといわれている。しかし、英米のアレインメント制度のように被告人の有罪答弁があればそれだけで被告人を有罪とするものとするとは、わが國の憲法の解釈上疑問とする見解もある。また、實際問題としても、被告人の虚偽の有罪答弁に基いて架空の犯罪を認める虞が絶無とはいえないので、本案においては、被告人が有罪の陳述をした場合には、必ずしも、公判廷で、他の証拠を取り調べなければならぬものとし、その結果、裁判所が有罪の陳述すなわち自白と補強証拠とを綜合して有罪の心証を得た場合に限り、始めて有罪の判決をすること

とができるものとしたのである。つまり、本案における「有罪の陳述」は、英米における「有罪答弁」や、民事訴訟における「請求の認諾」とは全くその性格を異にするのである。従つて本案の簡易公判手続は、アレインメント制度をそのままが國にとり入れるものではないことをまず明らかにしておかなければならないのである。

次に本案における簡易公判手続が一般の公判手続とどのような点で異つてゐるか、また、そのために手続がどのように簡素化されるかについてその概要を説明する。

第一に、伝聞証拠に關する証拠能力の制限が緩和されてゐることである。すなわち、檢察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べた場合を除いては、刑訴第三二〇条（いわゆる伝聞法則）の適用がないこととしたことである。これは、有罪の陳述をした被告人は、一応その犯罪事実に関する被害届、参考人の供述調書その他の証拠の取調に同意してゐるものと推定すること、あながち無理ではないと思はれるので、特に異議の申立がない限り、これらに關する証拠能力の制限を撤廃し、これらの証拠を自由に取り調べようものとしたことである。

第二に、証拠調の手続を簡略にしたことである。すなわち、檢察官の証拠調のはじめに行ふ冒頭陳述を省略し、証人や証拠書類の取調は、裁判所が公判期日において適当と認める方法でこれを行うことができるものとしたことであ

る。勿論、当事者には、証拠調の請求権が認められており、また、証拠調に異議を申し立てることも許されているが、当時者に異論のない場合には、証拠書類の朗読を省略し、又は朗読に代えてこれを展示する等適宜な方法で証拠調ができるのである。関係書類が厚く大である場合には、これによつて著るしく時間の節約ができるものと考えらる。

次に、有罪の陳述があつた事件について、右に述べたように一般の場合に比し、比較的簡易な公判手続を行う結果、被告人が錯誤により又は他人の身代りとなつて有罪の陳述をしたような場合には、無実の者を処罰する虞があるのではないかという懸念が生れるであろう。そこで本案においては、これらの点についても、十分の配慮を加えた。すなわち、

第一に、被告人が有罪である旨を陳述しても、直ちに簡易公判手続に移るのではなく、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その陳述が被告人の真意によるものであり、且つ、虚偽の陳述でないことを十分に検討した上で、はじめて裁判所が簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることとした。なお、被告人又は検察官が簡易公判手続によつて審判することに異議を述べた場合には、通常の手続で審判することもできるのである。

第二に、このように慎重な手続によつて決定をしても、その後傍証の取調の結果、裁判所が、事業

の真相について疑を抱くに至つたり、被告人から有罪の陳述が真意でなかつた旨を申し出たりした場合で簡易公判手続によることが相当でないと思われるときは、簡易公判手続によつて審判する旨の決定を取り消し、公判手続を更新し、通常手続によつて審判をやりなおすことにしているのである。

第三に、いわゆる重罪事件については、簡易公判手続によりえないものとし、被告人の有罪陳述があつても、必ず通常手続によるなければならないものとしているのである。なお、被告人に対しては、あらかじめ、起訴状の謄本が送達されることとなつてゐるばかりでなく、公判期日には、検察官が起訴状を朗読し、裁判長が黙秘権を告げた後においてはじめて有罪の陳述をすることができものであるとされていることは勿論、簡易公判手続によりうる事件については、裁判長から被告人に判りやすく訴因の内容を説明し、且つ、簡易公判手続を理解させるために必要な事項を説明することとなるかと思ふ。

最後に、簡易公判手続によつて審判する事件においても、一般の公判手続による場合と同様に、公判廷で刑の量定に関する証拠調を行うことは勿論であり、簡易公判手続によつて審判を受けた者も、一般の場合と同様事実誤認を理由として控訴の申立をすることができるのである。

第二百九十一条の次に次の二条を加える。

第二百九十一条の二 被告人が、前条第二項の手続に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができ。但し、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、この限りでない。

本条は、前回の答申第十八第一項に基くものである。

「前条第二項の手続に際し」とは、公判手続の冒頭において、起訴状の朗読が終了後、裁判長が黙秘権を告げ、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を与えた際に、という意味である。従つて、有罪の陳述は、この陳述の機会においてのみ、しかも、被告人が全くの任意で行ふ場合のみ、行い得るのである。すなわち、法律上裁判長に被告人の答弁を求めるための審訊権を与えていないことと、一度通常手続による証拠調に入つた後においては、被告人が自由にしても、それを有罪の陳述として扱うことはできず、従つて一度通常手続に入つた以上は、中途から簡易公判手続に移りえないものとされていることにおいて、本条は、英米のアレンジメント制度と異なるのである。これは、一方においては、有罪の陳述を強要することとならないよう

にするともに、他面、冒頭陳述の機会において任意に有罪の陳述をしなかつた場合のように、多少とも当初争のあつた事件については、通常手続によることとし、簡易公判手続による事件は、当初から全く一点の争もない事件に限定しようとするにある。なお、審理の中途から、簡易公判手続に移りうることにすると、手続的にも複雑になる虞があるのである。

「起訴状に記載された訴因」には、当初から起訴状に記載されていた訴因は勿論、被告人が冒頭陳述を行う機会までに、文書又は口頭で変更された訴因を含む趣旨である。訴因が予備的又は択一的に記載されている場合又は想像的競合、牽連犯の關係等にある数個の訴因が記載されている場合においては、そのうちの一つの訴因について有罪である旨を陳述し他の訴因については規定の性質上すべての訴因についての通常の公判手続によることとなるのであるが、併合罪の關係にある公訴事実が数個あつて、その公訴事実ごとに一個の訴因が記載されている場合には、各訴因ごとに簡易公判手続によるかどうかを決しても、手続の錯綜を来さないばかりでなく、多数の公訴事実があるときに、その一部のみについて有罪の陳述をしなかつたような場合には、審理の促進に寄与することが多いと考えられる。もつともこの場合であつても、刑の宣告は一つしかないから、運用としては、量刑資料についての証拠

調は、原則としてすべての訴因について審理が終了した後に行われることとなるであらう。

「被告人……有罪である旨を陳述したとき」有罪の陳述は、被告人でなければ、これを行うことができない。法人の場合は、その代表者でなければならぬ。従つて、被告人の出頭を要しない場合で、被告人が冒頭陳述の機会に出頭しなかつたときは、簡易公判手続によることはできないこととなるのである。但し、刑罰第三二六条第二項によつて、これらの場合には、被告人が供述調書その他の伝聞証拠を証拠とすることに同意したものとみなされ、刑罰三二〇条の適用が排除されるから、実質的には、簡易公判手続によるものと同一の結果となるのである。

共同被告人がある場合においては、被告人ごとに簡易公判手続による旨の決定をすることができ。但し、共犯者たる共同被告人のうち一部の者のみが有罪の陳述をしたときには、実際には、公判手続を分離し、その者についてのみ簡易公判手続によることとするか、又は公判手続を分離しないで、その者についても、通常の公判手続により審理することとなる。ただし、同一犯罪事実に関する証拠調手続及び証拠能力に関する、被告人の間にその取扱を異にするものとなつては、併合して審理することが困難であるし、又適当でないからである。

「有罪である旨の陳述」というのは、単なる事実の告白ではなく、

それと同時に、起訴状に記載された訴因について自己が有罪であることを述べたことをいう。従つて、公訴事実をこれを認めても、正当防衛、緊急避難、犯罪無能力、期待可能性の不存在等の違法乃至は責任阻却事実の存在を申し立てた場合は勿論、窃盜の訴因を争ひ、自己の所為は横領に當ると主張した場合等は、いずれも、有罪である旨の陳述に當らないのである。しかし、既に述べたように、有罪の陳述があつたからといつて、それを理由として裁判所は、直ちに有罪の認定をすることができない。従つて、それは、民事訴訟における「請求の認諾」又は刑事訴訟法にいわゆる「有罪の自認」(刑訴三一九条三項)とは異なり、やはり、自白の一種類に外ならないのである。

丙 「檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人が有罪である旨を陳述したときにも、裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上でなければ、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることはできない。複雑な事実とか、事案の真相になお疑点が残つてゐる事件とかで簡易公判手続によることが相当でない」と認められる場合や、被告人が通常の公判手続で審判されることを望む場合もあるので、これらの点について、これらの当事者の意見を十分に聴いた上で決定をすべきものとしてゐるのである。

乙 「有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をすることができない」といふのは、起訴状に記載された数個の訴因のうち、その一部について有罪である旨の陳述がある場合も予想されるので、簡易公判手続によつて審判をすべき訴因を特定すべきものとしたのである。一個の公訴事実が重畳的、択一的又は予備的に数個の訴因に構成されてゐる場合には、その一部の訴因のみについて簡易公判手続による旨の決定をすることは、相当でないことは既に述べたとおりである。

て審判をする旨の決定をすることができない」といふのは、起訴状に記載された数個の訴因のうち、その一部について有罪である旨の陳述がある場合も予想されるので、簡易公判手続によつて審判をすべき訴因を特定すべきものとしたのである。一個の公訴事実が重畳的、択一的又は予備的に数個の訴因に構成されてゐる場合には、その一部の訴因のみについて簡易公判手続による旨の決定をすることは、相当でないことは既に述べたとおりである。

第二百九十一条の三 裁判所は、前条の決定があつた事件が簡易公判手続によることができないものであり、又はこれによつて相當でないものであると認めるときは、その決定を取り消さなければならぬ。

乙 「簡易公判手続によることができないもの」といふのは、死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件について誤つて簡易公判手続によつて審判をする旨の決定をした場合その他有罪である旨の陳述がない訴因について誤つてその決定をした場合を意味することは勿論、簡易公判手続による審理の経過に鑑み、その事件が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたることが明白になつた場合等

をも含む趣旨である。

丙 「これによつて相當でないもの」といふのは簡易公判手続による審理の経過に鑑み、通常の公判手続で審理をするのが相當であると認められるに至つた場合をいう。被告人の有罪の陳述が真実に合致しないと認められるに至つた場合等は勿論、証拠調に移つた後において訴因の追加、変更があつた場合も、ここに含まれる。この場合には、新しく追加又は変更された訴因については、第二百九十一条の手続がなく、被告人が有罪の陳述をして、簡易公判手続による旨の決定をすることはできないから、結局新しい訴因については、通常の公判手続で審理しなければならないこととなるのである。そこで、起訴状に記載されてゐる元の訴因について、依然、簡易公判手続によることとなると、一つの公訴事実の審理について二の手続によることとなつて妥當を欠くから、この場合は、「これによつて相當でないもの」として簡易公判手続による旨の決定を取り消さなければならぬ。なお、被告人の有罪の陳述が錯誤又は畏怖の結果なされ、その真意に出たものでなかつたことが疑われるに至つた場合も「相當でないもの」として決定を取り消すべきである。

乙 「前条の決定があつた事件」といふのは、訴因を特定して簡易公判手続による旨の決定があつた事件というのである。従つて、ここにいう事件とは、簡易公判手続に

よる旨の決定があつた当該訴因にかかる事件の意味であつて、公訴事実が同一であつても、別の訴因が追加され又は訴因が他の訴因に変更された場合には、その訴因に関する限り、前条の決定があつた事件」といふことはできない。従つて、既に述べたように、訴因の追加、変更があつたときは、新しい訴因については、当然通常手続によらなければならないこととなるのである。

丙 なお、本条は、前回の法制審議会の答申第十八の第五項に基くものである。なお第六項は、「簡易公判手続による旨の決定があつた事件については、訴因の追加又は変更が行われたときは、裁判所は、簡易公判手続による旨の決定を取り消さなければならぬものとする」としてゐるが、既に述べたように、本条の解釈で同一の結果になるので、特にこの点は、別条文を設けなかつたわけである。

第三百七条の次に次の一条を加える。

第三百七条の二 第二百九十一条の二の決定があつた事件については、第二百九十六条第二百九十七条、第二百九十八条乃至第三百二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調は、公判期日において、適當と認める方法でこれを行うことができる。

丙 本条は、前回の答申第十八第二項及び第三項に基くものである。

乙 「決定があつた事件」とは、決定があつた訴因にかかる事件の意味であつて、その訴因が変更された場合には、その新しい訴因にかかる事件については、本条の適用はない。

丙 証拠調に関する規定のうちで適用されないのは、檢察官の冒頭陳述(二九六条)、証拠調の範圍、順序、方法を定める手続(二九七条)、檢察官の面前調書の取調請求(三〇〇条)、自白の取調請求の時期の制限(三〇一条)、証拠能力のある書面が捜査記録の一部であるときの証拠調請求の方法(三〇二条)、証人等の取調方法(三〇四条)、証拠書類の取調方法(三〇五条)及び証拠物の取調方法(三〇六条、三〇七条)に関する規定である。第二百九十六条及び第二百九十七条を適用しないこととしたのは、手続を簡略化するためであり、第三百〇条乃至第三百二条を適用しないのは、証拠能力の制限を緩和した結果に伴う當然の措置であり、第三百〇四条乃至第三百〇七条を適用しないのは、調書調の方法を簡略化するために、「証拠調は、公判期日において、適當と認める方法でこれを行うことができる。」「もの」としたからである。

丙 「証拠調は、……適當と認める方法でこれを行うことができる」といふのは、第三百〇四条乃至第三百〇七条の方法によりうることは勿論、規則第二〇三条の二により朗読に代えて要旨を告げてもよいし、時には、証拠書類を展示して取調をしてもよいわけ

ある。但し、必ず公判期日において行ななければならないのである。なお、当事者は、第三〇九条、規則第二〇五条によつて証拠調の方法が相当でないことを理由として異議の申立をすることができ、又、証人、鑑定人等を証人、鑑定人等として取り調べる場合には、所定の宣誓を行わなければならないことはいふまでもない。

以上述べたところのみが、証拠調手続が簡素化されることである。従つて簡易公判手続による場合であつても、当事者は証拠調の請求をすることができ、裁判所も職権で証拠調をすることができ、(一九八条)ばかりでなく、調人等の尋問を請求するには、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住所を知る機会を与へ、証拠書類又は証拠物の取調を請求するに相手方に閲覧の機会を与へなければならぬのである。(一九九条、規則一七八条の三)。なお、裁判所は、証拠の証明力を争う機会を与へなければならず(三〇八条、規則二〇四條)、当事者は証拠調を終つた証拠書類又は証拠物を裁判所に提出しなければならない(二一〇条)。かくて、簡易公判手続による場合においても、訴訟記録には、公判廷で取り調べられたすべての証拠が綴り込まれることとなるのであつて、上訴の関係は、通常の公判手続の場合と全く同様となるのである。

第三百十五條の次に次の二條を加える。

第三百十五條の二 第二百九十一條の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、檢察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

(一) 本条は、前回の答申第十八の第七項に基くものである。

(二) 第二百九十一條の二の決定が取り消される場合といふのは、第二百九十一條の三の規定により簡易公判手続によつて審判をする旨の決定が取り消される場合をいう。

公判手続の更新手続については、(一) おおむね、現行規則二二三條の二によることとなる。すなわち、檢察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の冒頭陳述、従前の公判調書、検証調書、公判廷で取り調べた証拠物及び証拠書類の職権による取調の順序で手続を進めるわけである。但し、裁判所は、証拠とすることができないと認める書面又は物及び証拠とするのを相当でないと認め且つ訴訟關係人が取り調べないことに異議のない書面又は物については、これを取り調べない旨の決定をしなければならないこととされている。このように公判手続更新後においては、証拠能力の制限は一般の例によることとなるので手続更新の実益は大きい訳である。

(二) 但書は、前回の答申第十八第六項による改正を別条文としてとり

あげなかつたのに関連し、その但書を本条にとり入れたわけである。すなわち、檢察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、公判手続の更新を要しないものとしたのである。被告人と弁護人の双方が出頭している場合においても、弁護人に異議がなくとも、被告人が異議を申し立てる限り、手続を更新しなければならない。

「被告人又は弁護人」としているのは、被告人に異議がなくとも、弁護人にのみが出頭した場合を予想し、その場合には、弁護人に異議がなければ、更新を要しないものとしてゐるのである。更新をしない場合には、それまでになされた証拠調手続はすべて有効であるし、それまでに調べられた証拠の証拠能力も、そのままに存続するわけであつて、それ以後の手続のみが通常の証拠調手続によることとなり、また、それ以後に取り調べられる証拠のみが、通常の証拠能力の制限に服することとなるのである。このように当事者に異議がない場合には、公判手続を更新しないのでよいものとするのは、公判手続の更新が主として証拠能力に関する特例を排除する趣旨であるからである。

第二百九十一條の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、檢察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

(一) 前回の答申第十八第四項に基く規定である。

(二) 本条文は、簡易公判手続によつて審判する旨の決定があつた訴訟因にかかると事件の証拠については、いわゆる伝聞禁止の法則に関する第三二〇條は、一応その適用がないことを明らかにしたのである。従つて警察や檢察庁で作成された被告人や参考人の供述調書も、原則として証拠能力の制限を受けないし、証人が公判廷で伝聞供述をすることも、また、裁判所がその伝聞供述を証拠に採用することも自由とされているわけである。但し、第三一九條の適用は排除されないから、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができないし、又、被告人は、公判廷における自白であると公判廷外における自白であるとを問わず、その自白が自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪とされないわけである。従つて、有罪の陳述があつても、被告人の自白以外の補強証拠がなければ、被告人は有罪とされないのである。

第二百九十一條の二の決定があつた事件の証拠については、前項の規定は、これを適用しない。但し、檢察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

(一) 前回の答申第十八第四項に基く規定である。

(二) 本条文は、簡易公判手続によつて審判する旨の決定があつた訴訟因にかかると事件の証拠については、いわゆる伝聞禁止の法則に関する第三二〇條は、一応その適用がないことを明らかにしたのである。従つて警察や檢察庁で作成された被告人や参考人の供述調書も、原則として証拠能力の制限を受けないし、証人が公判廷で伝聞供述をすることも、また、裁判所がその伝聞供述を証拠に採用することも自由とされているわけである。但し、第三一九條の適用は排除されないから、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができないし、又、被告人は、公判廷における自白であると公判廷外における自白であるとを問わず、その自白が自己に不利な唯一の証拠である場合には、有罪とされないわけである。従つて、有罪の陳述があつても、被告人の自白以外の補強証拠がなければ、被告人は有罪とされないのである。

第三百三十九條第一項第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

(一) 現行法第二七一條によれば、起訴状の謄本が公訴の提起があつた日から、二箇月以内に被告人に送達されない場合には、公訴の提起はさかのぼつてその効力を失ふこととなつてゐる。而してこの場合には、事件は、何等の裁判を要せずして裁判所の係属を離れることとなつてゐるのである。しかし、果して起訴状の謄本が期間内に送達されなかつたのかどうかについて疑を生ずる場合があるので、この点に関する裁判所の見解を裁判によつて明らかにするため、公訴棄却の決定をすべきものとしたのである。

(二) 前回の法制審議会の答申第十七に基く改正である。本条はいわゆる公判請求のあつた事件の外、略式命令の請求があつた事件でも、裁判所が略式命令を発しないで通常の手続で審判することとした事件には、後記第四六三條の改正によつてその適用があることとなる。裁判所が略式命令を発した場

合については、後記第四六三条の二に特別規定を置くこととした。なお、右答申第十七の第三項は現行法第三三九条第二項が当然適用になるので、特別の規定を設けていない。

第三百四十四条中「第八十九条を「第六十条第二項但書及び第八十九条」に改める。

(一) 現行法第三四四条は、禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は第八十九条の規定はこれを適用しない旨規定しているが、これは単にその場合において、いわゆる権利保障が許されないというにすぎず、勾留期間の更新の制限は依然として存在するわけである。しかし、第六〇条第二項但書の改正について述べたとおり、第一審における審理期間は、現在の運用の実情によれば、三月以上を要するものがかなりの数に上つてゐるので、右のような判決があつても、上訴の申立等があつて判決が確定しない場合には、控訴審又は上告審に事件が係属中、被告人を釈放するほかにない場合が生ずるのである。しかも、既に右判決の宣告があつて、一応被告人が無罪であるという推定は覆さされてゐること、然もその判決は禁錮以上の実刑に処する判決であること及び右に述べたような裁判所の審理期間の実情を考慮し、権利保障の規定の適用を排除するとともに勾留期間の更新の制限についても、一般の場合と異なる

取扱をすることが許されるものと考え。本条の改正は、かような趣旨に基くものである。

(二) 前回の法制審議会の答申第二に「第六十条第二項但書の勾留期間更新制限の除外事由に加えること」とあるが、禁錮以上の実刑に処する判決の宣告があつた場合については既に第三四四条の規定があるの、立法技術上第六〇条第二項但書にはこの点を加えず、本条のように第三四四条の改正によることにしたのである。

第三百四十五条中「公訴棄却、管轄違」を「公訴棄却(第三百三十八条第四号による場合を除く)」、「判決の宣告」を「裁判の告知」に改める。

(一) 現行法第三四五条は、無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、管轄違、罰金又は料金の判決の宣告があつたときは、勾留状はその効力を失う旨を規定している。これは第三四三条と相応する規定であるが、管轄違の判決と公訴棄却の裁判は、ともに形式的訴訟条件の欠乏による形式裁判であつて第三四五条に列挙される他の裁判が実体的裁判であるのその性質を異にするものである。しかも、このような形式的裁判によつて直ちに勾留状がその効力を失うものとするにおいては、後日遅滞なくその形式的訴訟条件を補正して公訴を提起しても、被告人の身柄はその前に釈放されてしまうので、審判の確保に不都合を来す場合が少なくない。そこで、これらの

の形式的裁判のうち、管轄違の裁判のあつた場合及び公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であることを理由として、すなわち第三三八条第四号にあたる場合として公訴棄却の裁判があつた場合には、特に再起訴する場合が多いので、この二つの場合には、裁判の告知によつて直ちに勾留状がその効力を失うこととせず、少くとも裁判確定まで身体拘束を続けることができるように改めようとするのが、本案の立法理由である。この後者は、特に最近多く見られるところであるが、少年が成人の年令を詐称していたことが公判中に判明し、公訴棄却になる場合などにその適用を見ることがなろう。

(二) 本条は、右の裁判の宣告後その確定に至るまでの間に限つて被告人の身柄を拘束することができると趣旨である。公訴棄却の裁判が確定した場合に、勾留状は当然効力を失うので直ちに釈放すべきはもちろ、それまでも、勾留の理由又は必要がなくなれば現行法第八七条により勾留を取り消さねばならないのである。

(三) 以上は、前回の法制審議会の答申第四に基く改正であるが、この外に、本条においては、現行法第三四五条に「判決の宣告があつたときは」とあるのを「裁判の告示があつたときは」に改めようとするのである。現行法の規定では、決定による公訴棄却の場合にもその適用があるべきかにつき文理上疑義を免れないので、疑を避ける

ため、右のように広く「裁判の告知」という用語によることにしたものである。

第三百五十九条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。

第三百六十条中「被告人の同意」を「書面による被告人の同意」に、「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百六十条の二 死刑の判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができな。

第三百六十条の三 上訴放棄の申立は、書面でこれをしなければならな。

第三百六十一条中「上訴の取下」を「上訴の放棄又は取下」に改める。

第三百六十七條中「上訴の取下」を「上訴の放棄若しくは取下」に改める。

(一) 上訴放棄の制度を認めたこと及びこれによる条文の整理である。

(二) 上訴放棄の制度は、旧法にあつた、新法はこれを廃止したのである。廃止した理由は軽々に上訴を放棄する場合があるからということであつた。しかし実際の運用を見ると、判決に不服のない者までが十四日の上訴期間の経過をまたなければならぬというものは、審理の促進を阻害し、他面必ずしも被告の利益の保護にならない。

(三) よつて今回この制度を復活することとし、軽々に放棄の行われないうように、放棄は必ず書面によるべきものとするとともに、慎重を

期し、死刑の判決のあつた場合を除外することとした。

(四) 更に被告人の法定代理人又は保佐人は、上訴の取下の場合と同様被告人の同意を得て上訴の放棄ができることとしたのであるが、この場合の被告人の同意も必ず書面で行なければならぬこととした。

(五) 前回の法制審議会の答申第十九に基く改正である。

第三百八十二条の次に次の一条を加える。

第三百八十二条の二 やむを得ない事由によつて第一審の弁論終結前に取調を請求することのできなかつた証拠によつて証明することのできる事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれを援用することができる。

第一審の弁論終結後判決前に生じた事実であつて前二条に規定する控訴申立の理由があることを信ずるに足りるものについても、前項と同様である。

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を疎明する資料を添附しなければならぬ。第一項の場合には、やむを得ない事由によつてその証拠の取調を請求することができなかつた旨を疎明する資料をも添附しなければならぬ。

(六) 前回の法制審議会の答申第二十条第一項に基く新設の条文である。

今回の改正は二点に分れる。

その第一点は、第一審裁判所の審判の過程に現れなかつた資料でも、一定の条件の下に控訴趣意書に援用できることにした点である。これが本案である。

その第二点は、控訴審が第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状を考慮して原判決の量刑の当否を判断することができることにした点である。

この点は、第三九三条新第二項、第三九七条新第二項であつて、後述する。

（一）現行法では、量刑不当又は事実誤認を控訴申立の理由とする場合には、訴訟記録又は原裁判所取調べた証拠に現れていない事実を控訴趣意書に援用することができないことになつてゐる（三八一、三八二）。しかしながら一方控訴審は、第一審の弁論終結前に取調の請求をすることができなかつた証拠でその事由が疎明されたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するため欠くことのできない場合に限りこれを取調すべきでない（第三九三但書）。

（二）この二つの規定の關係は必ずしも明確でないが第一審裁判所の審判の過程に現れなかつた事実が控訴趣意書に援用できないが、事実の取調の段階では、かかる事実を証明する証拠の取調が一定の制限の下に許されるという結果になる。しかし事実の取調の段階で取調をするこ

とができるならば、控訴趣意書においてもその事実を援用できてよいわけである。本条の改正はかような意味で控訴趣意書に援用し得る事実の範囲を拡張しようとするものである。この拡張の結果、第三九二条により控訴審の調査義務の範囲が広くなり、更にそれに応じて第三九三条第一項本文の事実の取調が広がるのである。

第三九三条第一項但書を次のように改める。

但し第三百八十二条の二の疎明があつたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するために欠くことのできない場合に限り、これを取り調べなければならない。

（一）前回の法制審議会の答申第二十項但書に基く改正で、同項本文は、現行法第三九三条第一項本文と同じであるから特に立法を要しないのである。

（二）改正の趣旨は、第三八二条の二の新設に伴う現行法第三九三条第一項但書の文言を整理したものに過ぎない。

第三九三條第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第一項の次の一項を加える。

控訴裁判所は、必要があると認めるときは、職権で、第一審判決後の刑の量定に影響を及ぼすべき情状につき取調をすることができる。

（一）前回の法制審議会の答申第二十、第三項前段に基く改正である。

（一）控訴審の事後審的性格を緩和し、第一審判決後に生じた事実で情状に関するものを控訴審が取り調べることであり、且つその結果によつて原判決を破棄することができるとするものである。第一審判決前の事実であれば、既に第一審裁判所の審判の過程に現れていない事実であつても第三八二条の二、第三九二条第一項、第三九三条第一項によつて、控訴裁判所が取調権を持つてゐることは前述した通りである。

（二）第一審判決後に生じた情状に関する事実とは第一審判決後の被害の弁償又は示談などである。

（三）右答申第三項後段に基く改正については、第三九七条の改正参照

第三九三条に第四項として次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による取調をしたときは、検察官及び弁護人は、その結果に基いて弁論をすることができ。

（一）前回の法制審議会の答申第二十項に基く改正である。

（二）控訴審において事実の取調をした場合には、当事者にその結果について弁論することができ権利を認めたとある。弁論とはこの場合事実に基づく意見の陳述である。現行法の下においても必ずしも否定されてゐたとは考えられな

いが、事実取調の範囲の拡張に伴つて権限の明確化をはかつたのである。

第三九七条に次の一項を加える。

第三百九十三條第二項の規定による取調の結果、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができ。

（一）前回の法制審議会の答申第二十項後段に基く改正である。

（二）前述の第三九三条に新設された第二項により、控訴審が第一審判決後の情状について取調を行うことができることとなるのである。これが、取調の結果原審の量刑が事案に適當でないとする場合に、原判決を破棄することを認めた規定である。ただ、一般の場合、すなわち原審がその判決當時までの資料によつて情状の判断を誤つた場合と同じように直ちに原判決を量刑不当として非難することはできないので、別個の観点から破棄する途を開いたのである。

（三）第一審の量刑を控訴審で変更することは、相当慎重でなければならぬのであるが第一審當時存在しなかつた新たな事実を材料として第一審の量刑を批判することに慎重さを要するのである。

略式手続の改正規定についての一般的説明

（一）略式命令によつて処罰される者は、全有罪人員の七割に達する。（昭和二十六年刑事統計年報によれば、昭和二十六年中の一審有罪人員五九七〇七五五人中略式命令によるものは四二二三、一八八八である。）従つて略式手続を合理化して事件の迅速な処理を図ること

は全刑事事件の審理促進に寄与するところが大い。

（二）現行法の略式手続の欠陥とされる点は、次の二点である。

その第一点は、検察官が被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げた後、被疑者に異議がない場合にも一週間の猶予を置かなければ略式命令を発することができないことである。

その第二点は、被告人の所在が不明なため略式命令の告知ができない場合の事件の処理に関する規定が不備であることである。

よつて、今回の改正はこの二点について改正を施そうとするものである。

第四六一条第二項を削る。

（一）現在の第二項は、略式命令をするのは、被告人に異議がない場合でも然る檢察官から被疑者に略式命令の請求をすることを告げた日から七日を経過した後でなければならぬとする規定である。このうち被疑者の異議の点については、新たに第四六一条の二を設けて従来通り異議のある場合には略式命令をすることができないことにしてゐるので、この第二項の削除は、結局七日の猶予期間を置かないでもよいこととする意義を有するにとどまる。

（二）七日の猶予期間を置かないこととしたのは、現在までの運用の実績がこの期間中異議を申し出るものの全くないことを示しており、他面この期間を置かないでよいこととなれば、それだけ事件の迅速な

二六

処理を図ることができることとなるからである。

② この改正は、前回の法制審議会の答申第二十一に基くものである。

第四百六十一の次に次の一条を加える。

第四百六十一の二 検察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを確めなければならぬ。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面ですその旨を明らかにしなければならない。

③ 前回の法制審議会の答申第二十

一 第一項に基くものである。

④ 現行法第四六一条第二項を削除し、七日の猶予期間を置かないでもよいこととする結果、略式手続に対する被疑者の異議の有無を確める手続を慎重にするために設けた規定である。

⑤ 第二項の書面は、第四六二条新第二項によつて略式命令請求書に添付して裁判所に提出される。

⑥ 「略式手続を理解させるために必要な事項」とは、書面による裁判であつて、公判の開かれないうち、五万円以下の罰金及び科料についてのみ行われること、正式裁判請求の途がありその申立があれば、略式命令にはならぬ拘束されずに通常の裁判が行われることな

どである。「通常の規定に従い審判を受けることができる旨」とは、異議があれば略式手続によることなく通常の規定に従つて審判を受けられるということである。

⑦ この手続は、必ず検察官が行うのであつて、検察事務官又は司法警察職員にその権限を委任することはできない。

⑧ 第四六二条に次の一項を加える。

前項の書面には、前条第二項の書面を添付しなければならない。

⑨ 前回の法制審議会の答申第二十一 第二項を条文としたものである。

⑩ 第四六二条の二の手続が正確に行われることを担保するための規定である。

添付しない場合の効果については第四六三条の改正参照

⑪ 第四六三条に次の三項を加える。

検察官が、第四百六十一の二に定める手続をせず、又は前条第二項に違反して略式命令を請求したときも、前項と同様である。

裁判所は、前二項の規定により通常の規定に従い審判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。

⑫ 第一項及び第二項の場合には、第二百七十一の二の規定の適用があるものとする。但し同条第二項に定める期間は、前項の通知があつた日から二箇月とする。

⑬ 前回の法制審議会の答申第二十

一 第三項及び第四項に基く改正である。

⑭ 新第二項は、第四六一条の二及び第四百六二条新第二項の手続の履践を怠つた場合の処置に関する規定であつて、かような場合には、被告人の権利の保護に欠けることとなるので、略式命令をせず、通常の規定に従つて審判すべきものとしたのである。

⑮ 新第三項は、現在刑事訴訟規則第二九一条にある規定を法律に取り入れたものである。取り入れた理由は、次の第四項但書にあるごとく、起訴状謄本送達期間の起算日を法律上明確にしたいためである。

⑯ 新第四項は、第二七一条の規定すなわち起訴状謄本送達の規定が、前二項の場合すなわちいわゆる略式不相当として通常の規定に従い審判すべき場合にもその適用があることを明らかにし、且つ、起訴状の謄本を送達すべき期間の起算日を一般の場合と異り、裁判所から検察官に対し、通常の規定に従つて審判すべき旨の通知があつた日とする旨を定めたものである。一般の場合には、公訴提起の日から起算するの、この場合には、通知の日としたのは、この場合には、一般の場合と異り、通常の規定に従い審判すべきこととした場合に始めて第二七一条の適用があることとなり、起訴状謄本の送達義務が生ずるからである。

従つて公訴の提起があつた日から二箇月とするのは失当であつて、本来通常の規定に従い審判すべき

こととした日から二箇月とするのが、一般の場合との釣り合いがとれるわけである。そこで本条では、その旨の通知を検察官になされた日から二箇月としたわけである。

なお、この場合に送達すべき起訴状の謄本は略式命令請求書の謄本である。ただし略式命令請求書というものは、起訴状に附加して略式命令を請求する旨の検察官の意思表示の記載されたものであるから、起訴状たる面も同時に具有しているからである。もつとも、通常、略式命令書に記載してある刑の量定についての検察官の意見(求刑)は除外される。

⑰ 第四百六十三の次に次の一条を加える。

第四百六十三の二 前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならぬ。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならない。

⑱ 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

⑲ 起訴状の謄本の送達に関する規定(二七一条)が、略式命令をする場合に適用があるかどうかについて解釈上争があるので、これを明

文をもつて適用がないものとするとともに、略式命令自体が被告人の所在不明等の理由で告知され得ないときには起訴状謄本の送達不能の場合と同様公訴棄却をもつて訴訟を終結すべきものとした規定である。

⑳ 起訴状謄本の送達を要しないこととしたのは、被告人が略式手続に同意しており、且つ、略式手続は原則として書面審理で行われるので、起訴状謄本の送達の実益が一般の場合に比して少いばかりではなく、裁判所が略式不相当として公判を開く場合には、既に述べたように起訴状謄本を送達するものであるし、被告人が略式命令に対して正式裁判を申し立てた場合にも、略式命令と起訴状とはその内容が略々一致するのであるから、起訴状謄本の送達を受けないことによつて不利益を受けることはないからである。

㉑ 送達期間を四箇月としたのは、一般の場合と異り、略式命令を発するかどうかについて裁判所が考慮するために一定の期間が必要であり、更に裁判所が略式命令とはいへ、一旦裁判をしているのであるから所在捜査にも慎重を期する必要があるからである。

㉒ 第二項において略式命令が検察官に告知されているときは、特に略式命令を取り消した上、公訴棄却をすべきものとしたのは、被告人に告知されなくても、検察官に告知された以上、明確な取消の意思表示をしないで単に公訴棄却の決定をするだけでは、一旦成立し

た略式命令の効力を失わせることができないのではないかと疑問があるからである。

本条は、前回の法制審議会の答申第二十一第三項及び第四項に基くものである。

第四百六十五条及び第四百六十五条第一項中「七日以内」を「十四日以内」に改める。

略式命令に対する正式裁判の申立期間を七日から十四日に延長するものである。

延長の理由は、今回の改正によつて略式命令発付前の異議申立期間(七日)を置かないこととするので、略式命令のあつた後の不服申立期間を延長して慎重に考慮する余裕を与えようとする。

前回の法制審議会の答申第二十一条第六項に基く改正である。

第四百七十四条但書を次の様に改める。

但し、檢察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百八十二条但書を削る。

現行法では檢察官が刑の執行順序の変更、刑の執行停止をするには、検事総長又は検事長の許可を受けなければならないことになつてゐるのであるが、かかる制度を廃止しようとするものである。

旧法にはかような制度はなく、一応檢察官が各々独自の判断によつて刑の執行順序の変更刑の執行停止を行つて来たのであるが、一

且裁判所の決定した刑を恰も檢察官が自由に変更するが如き印象を与える規定であつたため、現行法のように改正されたのであつた。

ところが、規定の表面はともかくとして、運用の面では、旧法下においても非難がなかつたのであり、実際に刑の執行順序の変更は仮釈放を可能ならしめるために行われることが多く又、執行停止は収容者の病氣などの場合に多く行われていて、むしろ執行を受ける者の利益の爲に行われていたといふことができるのである。

今後、運用としては、檢察庁内における監督権に基き一定の基準を設けて適正を期するつもりである。

この改正は、前回の法制審議会の答申第二十一第一項によるものである。

第四百九十九条第一項中「官報」を「政令で定める方法によつて」に改める。

押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため又はその他の事由によつて還付することができない場合には、現行法では官報で公告することになつてゐる。これを今回政令で定める方法によつて公告すれば足りることとするのである。

官報公告の爲に要する費用は、年間一千万円に上り、然も公告に基いて還付の請求をして来た者は皆無の状況である。一方、現在公告されている物は、いやくも価

値のあると思われるものすべてに及んでいて、例えばいわゆる闇米のかつきやの持つていた紙袋、風呂敷、手提籠、吸なども官報に公告されている実状である。そこで、今後は画一的な取扱をやめ、公告方法の合理化を図ろうとするのである。

公告方法は、今後政令で定めることになるのであるが、公告費用と物件の価値とを勘案し、相当価格の高い物又は価格の如何を問はず重要なものと思われるものは官報に公告し、その他の物は各檢察庁において帳簿を備え、何時でも閲覧出来るような措置を講じて処理したいと考えてゐる。

本条の改正は、前回の法制審議会の答申第二十二第二項によるものである。但し答申では「命令」となつてゐるが慎重に取り扱うため「政令」とした。

第五百条第一項中「訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に」とを「裁判所の規則の定めるところにより」と、同条第二項中「十日」を「二十日」に改める。

訴訟費用の負担の免除を申し立てるべき裁判所及び申立期間についての改正である。

申立をすべき裁判所は、現在訴訟費用の負担を命ずる裁判を言ひ渡した裁判所である。その結果一つの事件でも、第一審、第二審、第三審それぞれその審級において要した訴訟費用につき別個に言渡のあることがあつて、免除の申

立も各裁判所に対してしなければならぬことになつてゐる。これは不便なので、何れか一の裁判所に申し立てれば足りることとしたと考へてゐる。たゞ何れの裁判所が最も適當であるかについては、裁判所に判断をさせるが最も適當なので、これを裁判所の規則に一任することとしたのである。

申立期間は、現在訴訟費用の負担を命ずる裁判の確定後十日であるが、短期にすぎるので二十日に延長することとした。

本条の改正は、前回の法制審議会の答申第十三によるものである。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

施行まで九十日の余裕を置いたのは、実施準備に裁判所規則の制定及び趣旨の徹底に相當の期間を要するからである。

この附則で「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。

新法は、特別の定めがある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

手続法については遡及適用を原則とするのであり、従来の先例によつたものである。ただ例外として、附則第四項から第七項までの特別規定のある場合と、すでに改正規定の施行前に

旧法所定の効力を生じたものについては、改正規定はそのままでは適用されない。例えば、すでに公訴提起後二ヶ月を経過してまだ起訴状の謄本の送達されてない事件は、すでに裁判所の係属を離れてゐるのであるから、新法による公訴棄却の裁判をすることはできないわけである。

前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれに相當する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。

例えば、従前の留置状は新法の鑑定留置状とみなされることなどがその例である。

新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。

従来はかかる場合の訴訟費用は国の負担となつていたので、特に規定を置いて、被告人に予想しなかつた負担をかけるのを避けたのである。

新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調については、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。

今回の改正により控訴趣意書には原審の審判の過程に現われなかつた事実をも援用できることとなるのであるが、未だ控訴趣意書の差出期間を経過してない事件については、控訴趣意書を追完することができるので

余り問題はないとして、すでに控訴趣意書差出期間を経過した事件については、追完の方法がないので、第三九三条第一項但書については、改正前の規定を適用することとしたのである。すなわち、新第二九三条第一項但書は控訴趣意書に疎明資料の添付されている場合にだけその適用を見るのであるが、改正前の規定(三八一条、三八三条)によつて提出された控訴趣意書には、原審の審判の過程に現われていない事実が援用されていまい等であり従つて疎明資料を添付しないのであるから、事実の取調義務については、旧第三九三条第一項但書によらざるを得ないのである。

(四) 本項の特例は、右の限度にとどまるのであつて、新法施行前の事件でも、控訴趣意書差出期間を経過していない事件については、第三八二条の二以下の改正規定がそのまま適用になり、又控訴趣意書差出期間を経過した事件でも、改正規定の例えは第三九三条第二項(情状についての取調範囲拡張の規定)第四項(事実の取消の結果についての当事者の弁論を許す規定)などは、何れもその適用を見るのである。

7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例による。正式裁判の請求をすることが出来る期間についても、同様である。

新法施行前に略式命令の請求があつた事件は、改正前の第四六一条第二項及び刑事訴訟規則第二八七条(検察官が略式命令の請求をすることを告げ、それから七日以内に異議申立がなかつた場合にのみ略式命令の請求ができる)によつてその請求が行われているわけである。従つてかような事件については、新法第四六一条の二(被疑者に略式手続を理解させるために必要な事項を説明し云々の規定)、第四六二条第二項(被疑者に異議がない旨の書面の添付を要するとする規定)によつていないので、新法第四六三条第二項(第四六一条の二、第四六二条第二項によらない略式命令の請求があつた場合には、略式命令を発することかできないとする規定)の適用を排除する必要がある。更にすでに略式命令の請求があつた事件については、起訴状送達不能の場合の措置についても、現に具体的事件として解釈上問題があるので、これを事後に法律で解決するのは適当でなく、解釈に一任するのを妥当とする。本項はかような意味で設けたものである。

なお、正式裁判申立期間についても、旧法によつたのは、かような事件については、略式命令請求前七日の猶予期間を置いているからである。

8 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについて

は、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合には、新法第四百六十一條の二及び第四百六十二條第二項の規定にかかわらず、略式命令をすることが出来る。

本項は、新法施行当時すでに旧法第四六一条第二項によつて検察官から略式命令を請求することを告げられている事件で、その後七日の異議申立期間中に新法が施行された場合の臨時措置をきめたものである。何等の規定を置かなければ新第四六一条の二の適用があるので、再び被疑者を呼び出して、略式手続の説明をしなければならぬのであるが、全国平均して一日千件以上の略式命令の請求が行われているので、七日分として七千件に及ぶ事件について被疑者を再度呼出さなければならぬ。実質的に見てもその必要がないので、本項は、かような事件についてはそのまま七日の経過をまつて略式命令の請求をすることを認めようとするのである。第四六一条の二及び第四百六二条第二項の適用を排除しようとするのはその意味である。

昭和二十八年三月十八日印刷

昭和二十八年三月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局